



~~~~~

# 令和 6 年 第 3 回

## 本別町議会定例会会議録

~~~~~

自 令和 6 年 9 月 3 日
至 令和 6 年 9 月 13 日

本 別 町 議 会

令和 6 年本別町議会第 3 回定例会会議録（第 1 号）

令和 6 年 9 月 3 日（火曜日） 午前 10 時 00 分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	承認第 9 号	専決処分の承認を求める件〔町立中学校スキー授業中の追突事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕
日程第 7	承認第 10 号	専決処分の承認を求める件〔令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 6 回）〕
日程第 8	議案第 45 号	令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 7 回）について
日程第 9	議案第 46 号	令和 6 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 10	議案第 47 号	令和 6 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 11	議案第 48 号	令和 6 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 12	議案第 49 号	令和 6 年度本別町水道事業会計補正予算（第 2 回）について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	承認第 9 号	専決処分の承認を求める件〔町立中学校スキー授業中の追突事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕
日程第 7	承認第 10 号	専決処分の承認を求める件〔令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 6 回）〕
日程第 8	議案第 45 号	令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 7 回）について
日程第 9	議案第 46 号	令和 6 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第

		2回)について
日程第10	議案第47号	令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)について
日程第11	議案第48号	令和6年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2回)について
日程第12	議案第49号	令和6年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)について

○出席議員(11名)

議 長	12番	篠 原 義 彦	副議長	11番	高 橋 利 勝
	1番	宮 本 やよい		2番	加 藤 徹 己
	3番	丑 若 浩 行		4番	水 谷 令 子
	5番	梅 村 智 秀		6番	石 山 憲 司
	7番	藤 田 直 美		8番	方 川 一 郎
	10番	阿 保 静 夫			

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基 裕	副 町 長	村 本 信 幸
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	三 品 正 哉
農 林 課 長	篠 原 順 彦	保 健 福 祉 課 長	長 屋 和 幸
住 民 課 長	宮 口 淳 哉	健康・こども課長	高 橋 紀 尊
建 設 水 道 課 長	加 藤 勉	企 画 財 政 課 長	松 本 秀 規
未 来 創 造 課 長	野 崎 昌 也	老 人 ホ ー ム 所 長	前 佛 清 治
国 保 病 院 事 務 長	小 川 芳 幸	総 務 課 主 幹	上 原 章 司
建 設 水 道 課 主 幹	小 出 勝 栄	健 康 管 理 セ ン タ ー 主 幹	前 佛 友 子
総 務 課 長 補 佐	石 川 雅 康	教 育 長	高 橋 哲 也
教 育 次 長	武 田 敏 英	社 会 教 育 課 長	千 代 孝 徳
農 委 事 務 局 長	舩 舘 憲	代 表 監 査 委 員	井 出 英 彦
選 管 事 務 局 長	三 品 正 哉		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 雅 之	事 務 局 次 長	越 後 忠
総 務 担 当 主 事	今 井 綾 香		

開会宣告（午前 10 時 00 分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦） ただいまから、令和 6 年第 3 回本別町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、高橋利勝議員、石山憲司議員及び加藤徹己議員を指名いたします。

◎日程第 2 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第 2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、石山憲司議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（石山憲司）〔登壇〕 報告いたします。

令和 6 年 6 月 14 日第 2 回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項、まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日 9 月 3 日から 9 月 17 日までの 15 日間とするよう予定いたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、本日から 9 月 5 日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。

本日までに 5 件の提出がありました。ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の採択を求める陳情、非核の政府を求める北海道の会第 38 回総会決議事項実現に向けた取り組みの陳情、母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情、えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書の採択を求める陳情、以上 4 件については、議会運営基準 138 運用例 5 によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。

次に、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の採択を求める陳情、以上 1 件については、議会議運営基準 138 運用例 6 によることとし、議会運営委員会発議にて最終日の本会議で審査する取り扱いを予定いたしました。

次に、提出議案の取扱いについて申し上げます。提出議案中、認定第 1 号令和 5 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第 9 号令和 5 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上 9 件の議案については、議長及び議会選出

監査委員を除く 9 名の委員で構成する令和 5 年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査する取り扱いを予定いたしました。

以上報告いたします。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

◎日程第 3 会期決定の件

○議長（篠原義彦） 日程第 3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、9 月 3 日から 9 月 17 日までの 15 日間とすることにしたいと思
います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 9 月 3 日から 9 月 17 日までの 15 日間とすることに決定
をいたしました。

お諮りします。

議事の都合により、9 月 4 日から 10 日、14 日から 16 日の計 10 日間を休会とし
たいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、9 月 4 日から 10 日、14 日から 16 日の計 10 日間を休会することに
決定をいたしました。

◎日程第 4 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第 4 諸般の報告を行ないます。

監査委員から、令和 6 年 7 月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がございま
した。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みと
いたします。

次に、令和 5 年度本別町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書が教育長から
提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。
これで報告済みといたします。

次に、委員派遣結果報告書が広報広聴常任委員長から提出がありました。その写しを
お手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、とまち広域消防事務組合議会の令和 6 年第 2 回定例会以降における主な審議内
容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。これで報告
済みといたします。

次に、令和 6 年第 2 回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布の

とおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 5 行政報告

○議長（篠原義彦） 日程第 5 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 行政報告をいたします。

はじめに、令和 6 年度普通交付税の算定結果について報告いたします。

7 月 23 日に総務省から普通交付税の算定結果が示されたところでありますが、本町は、対前年当初算定比 2.3%、6,627 万 6,000 円増額の 29 億 6,597 万 4,000 円となり、6 年連続の増額となったところであります。道内におきましては、交付団体である 178 市町村のうち 128 市町村で増額となっており、道内町村での増加率は対前年比 0.8%、十勝管内町村では、同 2.3%となったところであります。

昨年度より増額となった主な要因は、基準財政収入額は市町村民税所得割等の減により 1,897 万 4,000 円の減額となり、基準財政需要額ではこども子育て費の創設、人口、面積に応じた包括算定経費の段階補正係数の増に加え、臨時財政対策債振替相当額の減などにより 4,842 万 4,000 円増加し、基準財政収入額を上回ったことによるものです。

一般財源の不足分を補う財政調整基金及び減債基金につきましては、本年度の当初予算において合計 4 億円の取り崩しを計上したところでありますが、今後の物価や地域経済の動向によってはさらなる対応が見込まれ、基金残高の減少は避けられない見通しとなっています。

国では、国税収入が 4 年連続過去最高額を更新している状況であり、ここ数年はそれを背景に普通交付税の再算定を行ない、追加交付を実施しておりますが、地方財政においては一般財源ルールを堅持しつつさらなる歳出の改革、抑制の努力を行なっていくことが必要であるとされていることから、今後の動向には注視が必要であり、地方交付税総額への影響を鑑みつつ、財政運営を行なっていかなければならないものと考えております。

これからの財政運営の方針といたしましては、地方財政対策、地方交付税制度の改正など国の動向を注視するとともに、基金依存度の縮小や経常経費の削減等、行政改革の推進により財政運営の安定化を図り、歳入に見合った歳出の原則の下、地域の活性化や諸課題を解決していくため、予算の重点化、効率化の徹底が不可欠であると認識しているところでありますので、町民の皆様をはじめ議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、第 7 次本別町総合計画後期基本計画の策定状況について、報告いたします。

第 7 次本別町総合計画は、町民と行政の適切な役割分担のもとに協働し、総合的かつ計画的に町政を推進するための指針として、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年を計画期間とした基本構想と、前期 5 年の基本計画を定め、各分野別に具体的な施策

を展開しているところです。

前期基本計画は、令和7年度をもって計画期間が満了することから、令和8年度からの後期5年間の基本計画策定に向け、本年4月から担当課において計画策定に係る準備を進め、8月5日に副町長を委員長とする本別町総合計画等推進委員会を、8月26日には、町民の皆様で組織する本別町総合計画等審議会を開催し、後期基本計画の策定に着手したところであります。

前期基本計画の期間中は、国内における人口減少、超少子高齢社会の到来に加え、コロナ禍を経て急速に進むデジタル化を背景に、生活様式や個人の価値観に変化が生じているところです。また本町では、農産物関連工場の事業縮小が明らかになる一方、新たな企業の町内進出が決定するなど、今後の町政に大きな影響を及ぼす事案がある中で、活力あるまちづくりを推進し、豊かな自然や歴史、文化を守りつつ、ふるさと本別の未来を子どもたちに引き継いでいくための計画が必要と考えております。

今後は、前期計画期間中の取組を振り返り、またアンケートの実施により町民の御意見を伺いながら、国内、道内、町内の情勢を踏まえ、基本構想で掲げる、心を合わせてみんなの笑顔を未来につなぐまちを実現する計画とするため、引き続き総合計画等策定審議会、同推進委員会において後期基本計画の素案づくりを進めてまいります。

議員各位はじめ町民の皆様には、行政報告や広報紙等を通じて策定の進捗状況やアンケート調査結果等をお知らせするとともに、計画素案のパブリックコメントを実施し、御意見をいただきたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後とも御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本別町議会第3回定例会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 承認第9号

○議長（篠原義彦） 日程第6 承認第9号専決処分の承認を求める件〔町立中学校スキー授業中の追突事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕を議題といたします。

本件について報告を求めます。

武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 承認第9号専決処分の承認を求める件〔町立中学校スキー授業中の追突事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕について、御説明を申し上げます。

本事故は、令和6年3月8日午前10時20分頃、上士幌町ぬかびら源泉郷スキー場において、本別町立勇足中学校がスキー授業を実施していたところ、滑走していた当該学校の生徒が、八の字滑りがうまくいかずターンができないまま前方を滑走していた男性に追突し負傷させた事故について、次のとおり和解し損害賠償額を定めたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規

定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

なお、提案につきましては、和解の要旨のみ報告させていただきます。

1の和解の相手方につきましては、記載のとおりとなっています。

2の和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を6万4,610円と定め、本別町が当該損害賠償額のうち和解の相手方に対し1万1,958円を、和解の相手方が加入している保険者に対し5万2,652円を支払うものとする内容でございます。なお、この損害賠償額につきましては、全額全国町村会総合賠償補償保険により賄われます。

今後は、このような事故が発生しないよう事前の安全管理や安全指導、滑走する範囲や周囲の安全確認、指導者間の連携の徹底などの安全対策を実施し、学校管理下における事故防止に努めてまいります。

以上、承認第9号の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第9号専決処分の承認を求める件〔町立中学校スキー授業中の追突事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕を採決いたします。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号専決処分の承認を求める件〔町立中学校スキー授業中の追突事故に関する和解及び損害賠償額を定めること〕は、報告のとおり承認されました。

◎日程第7 承認第10号

○議長（篠原義彦） 日程第7 承認第10号専決処分の承認を求める件〔令和6年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 承認第10号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

令和6年度本別町一般会計補正予算（第6回）について、地方自治法第179条第1

項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、ただ今承認いただきましたスキー学習中の追突事故に対する損害賠償金であります。予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億8,393万8,000円とする内容でございます。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。10款教育費、1項教育総務費、4目諸費、21節補償補填及び賠償金6万5,000円の増額補正は、相手方治療費を損害賠償金として支払うものです。

上段の1、歳入であります。20款諸収入、4項1目7節雑入6万5,000円の増額補正は、この費用の全額が全国町村会総合賠償補償保険金で賄われるため計上いたしました。

以上、令和6年度本別町一般会計補正予算（第6回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第10号専決処分の承認を求める件〔令和6年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕を採決いたします。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、承認第10号専決処分の承認を求める件〔令和6年度本別町一般会計補正予算（第6回）〕は、報告のとおり承認されました。

◎日程第8 議案第45号

○議長（篠原義彦） 日程第8 議案第45号令和6年度本別町一般会計補正予算（第7回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第45号令和6年度本別町一般会計補正予算（第7回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、過年度補助事業の精算、各種事業の事業費確定、事業見込みによる調整等が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,448万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億5,842万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

11ページ、12ページをお開きください。

2の歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、7節報償費から、18節負担金補助及び交付金まで、合計80万2,000円の増額補正は、姉妹友好都市であるオーストラリア・ミッチェルからの訪問団受入れに要する経費を計上するものです。

その下、10目まちづくり推進費、11節役務費、広告料34万1,000円の増額補正は、勇足定住促進団地販売PR経費を計上するもの、12節委託料、地域新エネルギー導入加速化調査支援事業599万5,000円の増額補正は、町のSDGs未来都市基本計画に基づく、新エネルギー設備導入を前提とした事業実施可能性の調査分析を外部業者に委託するもの、その下、18節負担金補助及び交付金、補助金、地域経済循環創造事業1,200万円の増額補正は、民間事業者の行なう地域課題の解決、新規モデル性のある事業を対象に、地域金融機関と連携し初期投資経費の2分の1を補助するものです。

その下、12目電算事務処理費、12節委託料、電算業務委託料、データ移行4,680万8,000円の増額補正は、国で進めております基幹業務システムの標準化対応のため、住民情報データの新システムへの移行業務を外部業者へ委託するものです。

その下、14目基金費合計47万7,000円の増額補正は、金融機関の預金利息利率の上昇により増額するもので、5ページから8ページの歳入、16款財産収入で同額の利子収入を計上しております。

13ページ、14ページをお開きください。

2段目の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、7節報償費、謝礼金、重層的支援体制整備事業5万7,000円の増額補正は、重層的支援における就労訓練参加に対する謝金を計上するもの、22節償還金利子及び割引料2,049万5,000円の増額補正は、令和5年度分障害者自立支援給付費の確定により国及び道負担金の返還額が生じたため計上するものです。

下段の2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、7節報償費、謝礼金、アドバイザー2

0万6,000円の減額補正は、居住支援協議会に対する国庫補助金が採択されたことにより、居住支援協議会への事業の組み換えを行なうことにより減額するものです。

12節委託料、業務委託料、調査研究支援163万6,000円の増額補正は、新たな介護基盤整備に伴い設置した総合ケア調整会議の運営に対する支援を専門業者に委託するものです。

その下、2目介護保険費、19節扶助費、老人保健施設利用者負担軽減事業20万4,000円の増額補正は、新たな介護基盤整備に伴い特別養護老人ホーム入所相当の利用者を老人保健施設で受け入れる際の利用者負担金について、低収入者に対し負担軽減を行なうための費用を計上するものです。

15ページ、16ページをお開きください。

2段目の3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、11節役務費及び18節負担金補助及び交付金合計73万9,000円の増額補正は、児童手当制度改正及び物価高騰対応重点支援給付金の子ども加算に係る経費を計上するもので、補助金の子ども加算給付金については、9世帯、14人分を見込んでいるところです。

3段目の4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、12節委託料、業務委託料、予防接種技術251万3,000円の増額補正は、コロナウイルスワクチン定期接種に要する費用を計上するものです。

下段の6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、補助金、経営継承・発展支援事業100万円の増額補正は、国庫補助事業に基づき1名の農業後継者の事業継承、経営計画について事業採択されたことから補助を行なうものです。

その下、5目農地費、13節使用料及び賃借料、借上料、重機222万1,000円の増額補正は、明渠排水路の土砂流入対応が、当初見込みより増加したことから計上するものです。

17ページ、18ページをお開きください。

上段の6目営農用水管理費、10節需用費、消耗品費、薬品14万2,000円の増額補正は、勇足西営農用水区域における漏水により殺菌消毒用薬剤の使用量が増加したことによるもの、修繕料36万3,000円の増額補正は、配水池設備の仕切弁故障等に対応するため増額するものです。

2段目の8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、17節備品購入費、車両、除雪タイヤショベル2,858万円の減額補正は、契約額確定により減額するもので、これに伴い歳入の国庫補助金及び町債も減額調整しております。

3段目の5項住宅費、1目住宅管理費、10節需用費、修繕料132万6,000円の増額補正は、仙美里朝陽の里団地浄化槽修繕等費用のかさむ故障が複数生じたことから増額するものです。

下から2段目の10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、17節備品購入費、学校施設等備品25万3,000円の増額補正は、本別中央小学校校長室ストーブが故障、修理不能により交換するものです。

下段の３項中学校費、１目学校管理費、１０節需用費、修繕料、学校施設４１万８、０００円の増額補正は、本別中学校ボイラー配管の修理を行なうものです。

１９ページ、２０ページをお開きください。

４項社会教育費、１目社会教育総務費、１８節負担金補助及び交付金、補助金、各種芸術文化大会１０万円の増額補正は、ピアノコンクールの全道、全国大会出場者が出たことにより、助成対象数が当初の見込みより増加したことから増額するものです。

以上、歳出を終わりました、戻りまして５ページ、６ページをお開きください。

１、歳入ですが、上から２段目、１４款国庫支出金、１項国庫負担金、２目衛生費国庫負担金、１節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金１７４万３、０００円の増額補正は、コロナウイルスワクチン個別接種の費用の一部が国庫負担となることから計上するものです。

３段目の２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、１節総務費補助金、デジタル基盤改革支援補助金４、８６５万５、０００円の増額補正は、基幹業務システム標準化対応事業が国費で賄われるため計上するものです。なお、歳出で計上しております委託料との差額１８４万８、０００円につきましては、当初予算で計上しております戸籍総合システムの改修に充当されるものとなります。

２目民生費国庫補助金、２節老人福祉費補助金、居住支援協議会等活動支援事業補助金１１２万円の減額補正は、事業採択により補助金額が確定したことにより減額するものです。

３節児童福祉費補助金７９万８、０００円の増額補正は、歳出で説明いたしました児童手当制度改正及び物価高騰対応重点支援給付事業に充当するものです。

下から２段目の１５款道支出金、２項道補助金、１目総務費道補助金、１節総務費補助金、地域新エネルギー導入加速化調査支援事業補助金１９９万８、０００円の増額補正は、歳出で説明いたしました新エネルギー導入加速化調査支援事業に対し、道の補助があることから計上するものです。

７ページ、８ページをお開きください。

下から２段目の１８款繰入金、２項基金繰入金、５目１節農業振興基金繰入金５０万円の増額補正は、農業振興費の経営継承・発展支援事業に充当するもの、その下、１３目１節個性あるふるさとづくり基金繰入金３０万円の増額補正は、まちづくり推進費の勇足定住促進団地ＰＲ事業に充当するものです。

下段の２０款諸収入、４項１目７節雑入、支障木伐採補償２１９万４、０００円の増額補正は、町有地にある高圧送電線の支障となる樹木を伐採したことに伴う補償金を計上するもの、その下、経営継承・発展支援事業５０万円の増額補正は、歳出で説明いたしました経営継承・発展支援事業に対する補助が、国の事業受託団体である全国農業会議所から支払われることから、雑入として計上するものです。

以上、歳入を終わりました、４ページをお開きください。

第２表地方債補正ですが、１、変更は、除雪車の購入契約締結により事業費が確定したことに伴い限度額を変更するもので、起債の目的、過疎対策事業、限度額２億９、３６

0万円を2億8,450万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和6年度本別町一般会計補正予算（第7回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、地方債補正一括といたします。

宮本議員。

○1番（宮本やよい） 15ページ、16ページ、4款衛生費、3目予防費、12節の委託料コロナワクチンのことですが、国が公表している現時点でのコロナワクチンによる死亡者数、健康被害認定数を伺います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

前佛健康管理センター主幹。

○健康管理センター主幹（前佛友子） 御質問にお答えいたします。

これまでの健康被害の認定件数7,970件、うち死亡の認定件数は777件です。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） 今お答えいただいたとおり、健康被害救済制度の認定件数はすごく膨大で、町内にも申請者がいらっしゃいますが、それらを踏まえ、対象町民への周知方法について伺います。

また、本町におけるインフォームド・コンセントの実態をお聞きします。

○議長（篠原義彦） 前佛健康管理センター主幹。

○健康管理センター主幹（前佛友子） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、周知についてなんですけれども、今回のコロナワクチン接種はB類の予防接種になりまして、個人の重症化予防が主な目的になりますので、個別市町村に接種の勧奨についての努力義務がありませんので個別通知ではなく、広報での周知を考えています。

それから2番目のインフォームド・コンセントについてなんですけれども、広報の周知ももちろんなんですけれども、あくまで個人の方が接種を受けるっていう希望をされるときに、それぞれのかかりつけのお医者さんとかとの協議もあろうかと思いますが、こちらとしましても新しいワクチンですので、そういったような説明のものと違っていうことを十分に申し込みされた方にはお伝えしていこうと思っています。以上です。

○議長（篠原義彦） 宮本議員。

○1番（宮本やよい） インフォームド・コンセントについてなんですけれども、申し込みされた方に説明をするということは、接種時にそのときの医師からの説明というのはどのような形になっているのか。ちゃんと具体的にこういう危険がありますよとか、そ

うということもしっかり説明して、納得した上でできる体制になっているのか伺います。

○議長（篠原義彦） 前佛健康管理センター主幹。

○健康管理センター主幹（前佛友子） ただいまの御質問なんですけれども、コロナワクチンに限らず予防接種に関しましては、B類のものもちろんそうなんですけれども、予診票というのがあります。それを事前にお渡しするときに情報提供を必ずしています。それを御本人が必ずちゃんと理解しているかどうかというのを接種の前に個別で確認することに法律上もなっておりますので、もし質問がある方は接種のときに問診のときだとか、接種医に直接確認していただいて、十分理解をした上で接種を行なうていただくという形になっているかと思います。

また、そうした理解があったとしても、その後に接種をして体調不良などが起こる可能性もゼロではありませんので、そういった場合には、例えば、接種してすぐ健康観察しているときであればその場の医療機関のスタッフにももちろん申し出てもらったりとか、観察するっていう機会も設けておりますし、あとその後の相談体制についてもそれぞれにこういった窓口があります、あるいは接種担当医に相談してください、かかりつけ医に御相談くださいっていうような説明を十分に行なった上で接種を行なうていただけるように、委託の医療機関とは協議をしているということになります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

丑若議員。

○3番（丑若浩行） 12ページ、まちづくり推進費の11節役務費の勇足定住促進の広告料等ございますけれども、この広告、どのような媒体で行なうのか、お考えがあるのかお聞きします。

また、こういう広告等過去に同様のことが行なわれていたのかどうか、重ねてお伺いいたします。

16ページ、最下段の13節使用料及び賃借料、重機借り上げとございますけれども、明渠対策、具体的にどこをどのぐらいの距離をお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

どのような媒体ということなんですけれども、今考えてるのはチラシとウェブの2種類で広告をしようと考えております。

それと過去に行なわれていたのかというところなんですけれども、ちょっと過去のこと分からないところもあるんですけども、私が知る限りでは、これまではホームページと広報の周知、それと移住フェア等のPRとなっていると考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 借上料、重機の部分でございますが、今回補正させていただいている部分、上押帯地区の明渠排水で90メートル、奥仙美里地区の明渠排水で140メートル、勇足東地区の部分で70メートル、合計しまして300メートルほどになります。以上です。

○議長（篠原義彦） 丑若議員。

○3番（丑若浩行） 12ページの役務費の続きでございますけれども、過去にも広告を打ってきたということでございますけれども、その効果はどのように実感されているのかお伺いいたします。

また、16ページでございますけれども、明渠の管理ということでございますけれども、これで本年度中危険な箇所は全て解消されると考えてよろしいのか、お伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

先ほど媒体の話なんですけど、まずチラシとデジタル、ウェブの媒体を考えているというところでございます。

これまでの効果なんですけども、残念ながら令和元年度の販売を最後にそれから販売がないということで、効果が薄かったというところで、今回そのチラシとウェブで広告をさせていただきたいというところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えさせていただきます。

当初予算で組んでいたものにつきましては、昨年度の部分で危険箇所というか、土砂が堆積している場所を挙げさせていただいておりまして、今回補正させていただいている部分につきましては、降雨とか湧水、あと融雪期に崩れた部分とかが発生した部分を今回補正させていただいておりますので、今年度全てを解消できるっていう、今後の部分についてはまだ不確定な部分はあるというところになります。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

水谷議員。

○4番（水谷令子） 11ページ、12ページ、2款総務費、1目一般管理費、7節報償費、10節需用費、11節役務費、18節に係る国際交流に関することでお聞きいたします。

国際交流事業実行委員会がありますが、ここは何人で行なっているのか。また、どのような引き継ぎになっているのかお聞きします。

また、来町される日にちをお伺いいたします。

また、内容等についてお伺いいたします。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの御質問に答弁をさせていただきます。

まず、実行委員会の関係でございますが、現在実行委員会として組んでいただいている方につきましては8名の方で、基本的には昔の国際交流協会のメンバーの方、現在国際交流協会につきましては解散いたしているところでございますが、国際交流協会に参加していただいたメンバーの方を中心に、実行委員会体制を組んでいただいております。

日程についてでございますが、現状におきましては9月26日木曜日に来町されまして、10月1日に帰町されるということで、6日間本町に滞在していただく内容となっております。

来ていただく内容ですけれども、来ていただきましたら、まずウェルカムパーティー

は毎回開催させていただいておりますが、町内の農家との交流ですとか、あとは今現在ちょっと調整中でございますけれども、学校のほうにも訪問をいただいて、何らかの形で子どもたちの交流をしていただければと考えておりますし、例年行なっております文化交流、お茶ですとかお花の体験などもやっていただきたいと考えてございます。

あとは6日間のうち2日間、3日間につきましては、ホストファミリーの方も今お願いしている方がいるということで、そちらのほうで家庭的な部分も味わっていただきたいということで、これまでと同様な形になりますけれども、そんな形でミッチェル訪問団の方をお迎えしたいと考えております。

なお、来ていただく方につきましては、現在のところ10名ということで伺っているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦） 水谷議員。

○4番（水谷令子） ホストファミリーを2日から3日間予定しているということで、その他の期間はどこに宿泊されるんですか。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 現在のところ、本別公園にあります御所を予約してございます。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 10目まちづくり推進費の中の12節委託料、地域新エネルギー導入加速化調査支援事業ということで、まず内容についてはどのような方向性をもって臨むのかということと、それから加速化ということですから、町として新たな支援等を考えるのかどうか、その辺りについて、内容について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えをいたします。

まず、事業の内容につきましては、木質バイオマスボイラーの導入の可能性調査、それと地産地消のバイオマスサプライチェーンの構築のための検討、地域内で原料からチップになるまでというところの循環が可能かどうかの調査というところでございます。

加速化のところではありますけれども、この調査をして町内のそういうポテンシャルの調査をすることによって、その結果にもよりますけれども、そういったところでうまくいけばそういう脱炭素に向けたところも含めて加速をしていくと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） すると、今までは太陽光発電等に町としても支援等措置してきたと思っておりますけれども、今後はそれと併せてこの木質バイオのほうも力を入れていくということなんでしょうか。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

今回の木質バイオの調査につきましては、今想定してる施設っていうのは、6月19

日に本町と産業創出に関する基本合意締結しました宮城県の本町への進出企業が建設する施設、それと太陽の丘福祉ゾーンに整備予定の温浴施設を想定しての調査になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、歳出お伺いをいたします。

11ページ、12ページ、2款総務費の10目まちづくり推進費のうち12節委託料、業務委託料、地域新エネルギー導入加速化調査支援事業ということで599万5,000円、約600万円の計上がございます。

こちら道の補助もされる事業でございますけれども、こちらにつきまして、まず委託先はどちら、どのような会社になるのか具体的にお伺いをするのと、この計画、木質バイオの導入、またはその地域でそれらサプライチェーンとして可能かどうかという点、大きくこの2つ御答弁いただきましたが、できるかできないかと言えばできるというのはもう多分そう大きな調査をしなくても分かることだと思うんですけれども、その調査の結果っていうのは、その採算性とかね、事業の見通しまで分かるものなのか、委託の内容にはどの程度の調査内容となるのかお伺いをいたします。

2点目、その下でございます。18節負担金補助及び交付金、補助金で地域経済循環創造事業というところで1,200万円の計上がございます。

こちら、総務省のローカル10,000プロジェクトと捉えてよろしいのかという点でございます。であるならば、こちら産学官金との連携で地域密着型の新規事業等で支援するというものでございますが、こちらは町のホームページにおいても募集がされていたと捉えておりますが、こちらの事業は総務省の中でもおおむね柔軟で、例えば町側の公募するだけじゃなくて、町側から提案をすることもオーケーですよなんていうことも記載がございました。こちらのこの予算提案に際しまして具体的なその背景等を、こういうような需要があったとかこういう相談があったとか、全く何もない白紙の状態でこういう国の事業があるから誰かやりませんかというような広報ではなかったのかなと私は捉えていたんですが、その辺の背景等をお伺いするのと、予算提案に際しまして、具体的にどのような事業者、連携されている事業者や企業、団体等からのどのような事業が想定された上での提案となっているのか、企業や団体名、代表者やテーマなど概要についてお伺いをいたします。

続きまして、ページ替わりまして13、14ページの3款民生費でございます。失礼、16ページまでですね。

3款民生費の2目介護保険費の27節繰出金で、介護サービス事業特別会計繰出金といたしまして、介護老人福祉施設事業647万8,000円の計上がございます。こちら事業の内容、事業概要や積算、必要性や見込まれる効果など、おおむねこういうことなんだなと捉えやすいような簡便な答弁を求めるもの、内容について簡便な答弁を求めるものでございます。

その下、4款衛生費、3目予防費、12節委託料、業務委託料といたしまして予防接

種技術ということで251万3,000円の計上がございます。これコロナワクチンの定期接種のものであるというところがございますが、こちら秋から接種されるコロナワクチンについては、先ほど宮本議員との質疑、答弁のやり取りの中で健康被害等の可能性についても言及がありましたが、秋から接種されるこのワクチンというものについて、仮にそうした健康被害等が生じた際は有効な治療方法等は当然確立されていると捉えてよろしいのか。その辺の実態と町の御認識についてお伺いをいたします。

続きまして、歳入を伺います。5ページから8ページでございます。16款財産収入うち、利子及び配当金、失礼、8ページに記載がございますが、森林環境譲与税というところで4,000円の計上がございます。

当然これはこちら積立に対する利子ということであるとありますが、この近年の森林環境譲与税の積立率はどのようになっているのかと、今回のこの提案に際しましての現状と、今後の使途の見通し等についてはどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時03分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁からいたします。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

地域新エネルギー導入可能性調査の関係ですけれども、委託先につきましては、昨年6月にゼロカーボンシティに向けて連携協定を結び、脱炭素の推進パートナーでもある富山県のエネルギー分野のコンサル事業者との契約を予定をしております。

それと調査の内容なんですけれども、木質バイオマスボイラーの導入可能性調査につきましては、ボイラーの方式ですとか設備の容量、あとは事業の採算性の調査検討ということで、イニシャルコストでしたり、ランニングコスト、保守含めてそういう調査も実施をしていきたいなと考えております。

それと地域循環創造事業の補助金の関係ですけれども、まず1点目のローカル10,000なのかというところなんですけれども、お見込みのとおり総務省のローカル10,000プロジェクトの地方単独事業というものでございます。今年度創設されたものです。

それと2点目の具体的な背景というところなんですけれども、補正の理由としましては、本年5月に内閣府から選定されたSDGs未来都市事業推進の先導的な役割を担っていただくという、そういう事業展開を図るために今回予算を計上させていただいております。その中で、公募かけまして1点提案を受けているため今回計上しているところがございます。事業の内容につきましては、新しい事業者が合同会社設立しまして、町なかの中心市街地の活性化というところをテーマに今回実施をしていきます。具体的な内容につきましては、例えばコワーキングスペースの企画ですとか運営、それと地域商品の企画ですとかデザイン関係何かを実施をしていくということで予定をしているところでございます。

それと、ローカル10,000の関係なんですけども、今回歳出1,200万円計上していますけども、その2分の1の600万円が特別交付税措置されることになっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） お答えいたします。

ちょっと順番が前後しますがけれども、私のほうから森林環境譲与税の積むほうからを中心にお答えさせていただきたいと思います。

今年度につきましては、年度予算ベースで譲与税2,214万8,000円が入ってきて、取り崩しでは1,525万5,000円を取り崩す予定としております。これまで令和元年度から森林環境譲与税入ってきておりますけれども、令和6年度まで、6年度につきましては予算ベースですけれども、それまでの合計で8,829万8,000円の譲与がございまして、そのうち5,876万1,000円を取り崩して使用しているという状況で、率で言いますと、使用は譲与税の66.5%を使用したという状況になっております。

利用の中身等々につきましては、農林課長のほうからお答えさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（篠原義彦） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 私のほうから事業の内容っていうか、使ってる用途、そちらのほうを御説明させていただきます。

使ってる用途といたしましては、民有林の造林促進事業、私有林の整備事業、あとツリーフェスティバルの部分で、木育活動に対する部分で使っております。

あと町民の皆さんが参加していただいております町民植樹祭、そのような部分にも使わせていただいております。積み立ての部分では私有林整備事業に充てるものと、公共施設等で今後使用が検討される木材を使った部分等を今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 前佛健康管理センター主幹。

○健康管理センター主幹（前佛友子） 先ほどの有効な治療法についての御質問に対してお答えいたします。

まず、現在のところコロナのワクチンの後に体調不良を訴えられた方々の治療に関しましては、対症療法が主に行なわれている状況になります。

それで御質問にあった有効な治療法というのが、患者さんの訴えている症状全てに対応できるような治療法っていう、もしそういう趣旨でありましたら、今のところはそういうものはまだない状況であると認識しています。

それで国のほうでも令和6年8月8日に、定期予防接種による副反応疑い報告の取扱いについての一部改正の通知がありました。それで新型コロナワクチン接種後の様々な症状につきましては、国の実態調査においてもワクチン接種との因果関係の有無が不明であるものの、発症から長期間経過しても回復しない事例等の報告があることから、引き続き幅広く評価を行なう必要性を認めております。それで医療機関においても、副反

応疑い報告を積極的に行なうように検討するっていう通知も出ていますので、本当に人によってすごくいろんな症状が出ていう今現状がありますので、今後ともこうした制度の周知はもちろんなんですけれども、不調を訴えられた方につきましては、例えばこういうのとかってどうなんだろうみたいな、いろんな相談がありますけれども、幅広くそういったような相談に対応していくっていうことで進めていければいいかなと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 私からは16ページの民生費、老人福祉費の繰出金の部分について答弁させていただきます。

介護老人福祉施設事業647万8,000円でありますけれども、こちらのほうにつきましては、特別養護老人ホームの人事異動に伴う人件費の増額、また執行残によるものを繰り出しをするものとなっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは1点目にお伺いをいたしました、地域新エネルギー導入加速化調査支援事業ということで約600万円の計上がある、こちらについて改めてお伺いをいたします。

御答弁からですが、北陸の事業者アール・エ……すいません、正式な企業名失念してしまいました、アール・エ北陸でしたかね、だということでした。こちら木質バイオマスの導入等イニシャルやランニング、保守管理等できるかどうかだけではなくて、維持管理であるとか先の見通しについてもということでした。

これはさきにも申し上げましたけれども、当然木質バイオマスの導入については様々な補助事業等もありますしね、規模にもよると思いますけども、そういったものもあるし町内にもそれらに関連したような業者もいらっしゃる、または町には森林組合もあるというところで、できるかできないかと言ったら当然調査するまでもなくできるはずあります。

ただ、例えば事業規模は全く違いますけれども、道内であれば下川町ですとか当別町とか、こうした発電施設を採算が合わないというような理由等から、一旦休止するというような町村もあるわけですので、やはり必要なのは、当然のことながら入れたはいけれどもね、きちんと有効活用してかつそれが持続可能なのかという点でございます。

約600万円の調査というと相当な調査となると思うんですが、これらはその持続可能だと思うよとかっていうレベルではなく、中長期的なね、そうした目にわかる調査結果というものが出てくると捉えてよろしいのか。改めて調査結果のその調査内容の精度とか期間等について、どの程度のものが出てくるのかという点についてお伺いをいたします。

また、こちらの電源立地地域対策交付金の事業でございます、道からの補助もありますが、こちら委託費の委託料では約600万円、こちら事業は補助率は委託費も委託料も当然対象経費として認められていて、2分の1で上限が300万円であると捉えて

おりましたが、こちらの歳入を見ると約199万8,000円で約200万円のおおむね3分の1程度の歳入となっておりますけども、この辺はどのような、いわゆる補助対象とならない経費も含んだ上での約600万円ということなのか、具体的にお伺いをいたします。

2点目、こちら1点答弁漏れがございましたので改めてお伺いをいたしたいんですが、さきに私お伺いした中ではこの事業、産学官金ということでございますけど、それぞれの企業や団体の名称と代表者名もお伺いしてございますので、こちらについて具体的に改めて答弁漏れでございますのでお伺いをいたします。

続きまして、4点目にお伺いをいたしましたコロナワクチンの接種の部分についてでございますが、御答弁からはいわゆる有効で確立された治療方法というものはないよということでございましたが、ただ今後のお考えとしては、そうした事実等も十分周知をしていくというところや積極的に医療機関でも副反応等のね、情報収集等や対応していくという趣旨の御答弁をいただいたところでございます。

本町においてもこれからの定期接種に際しては、同様に高齢者等にも分かりやすく、そうした懸念があるよということは周知をしていくし、本町でこちら委託を担う町国保病院になると思いますけども、そうしたところでも同様にそうした積極的な副反応に対する対応や情報収集は行なっていくと捉えてよろしいのか、改めてお伺いをいたします。以上です。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

新エネルギーのほうですけども、600万円というところで中長期的な調査結果なのかというところがございますけども、我々もそう見込んで今回調査をかける予定でいます。議員おっしゃられたように、やっぱり持続可能かどうかというのが一番重要なことと思ってますんで、その辺を重点に調査のほうをして、結果のほうも出していただくような形で見込んでおります。

補助率の関係なんですけども、599万5,000円のうち、実はこれ委託事業にすると3分の2に圧縮されます。圧縮されますと3分の2なので399万6,000円なりまして、その2分の1が199万8,000円ということで補助額となっております。

それと続きまして、地域循環創造事業の関係ですけども、産学官というところですけども、産業につきましては商工事業者との連携というのは当然出てきますし、学会っていいますとちょっと連携今のところ予定はないんですけども、金融につきましては当然これ融資を受けないと駄目なんで、町内の金融機関と連携をして融資を受けて実施をしていくと、行政、町が連携をして進めていくという形になっております。以上です。

○議長（篠原義彦） 前佛健康管理センター主幹。

○健康管理センター主幹（前佛友子） 先ほどの質問の続きなんですけれども、そのように進めてまいりたいとは思っています。

ただ、これの件に関しましては、接種医療機関である国保病院だけではなくて、健康被害についてはその方の主治医であるいろんな管内、管内外の主治医の先生方に意見書

っていうものをいただかないと申請できないので、それはこれまでも対応はしてきましたが、そうしたたくさんの医療機関のほうでこの場合に、要は何て言うんですか、書類を書いてもいいっていうか、そういったような制度がまだまだ十分に浸透していないという部分もあるので、そうした相談に関しましてはこちらのほうから各医療機関にこの制度の周知っていうところで行なってまいります。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） まず、議事進行に関する発言でございます。

2点目にお伺いをいたしました地域経済循環創造事業1,200万円、こちら私1回目の質問でも企業や団体の名称と代表者名をお伺いしてございますので、構成されている団体の構成員となっているところの団体等の名称を、はっきり明確に教えていただかなければ答弁漏れということになりますので、そちら議長においてよろしくお取り計らいを願いたい。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） 合同会社の名称ですけども、クリエイトローカルという会社になります。8月末に登記完了しておりまして、代表者名につきましては高澤優作さんという新設の事業者になります。

産学官金との関係なんですけども、実はローカル10,000というのが国庫補助事業分と地方単独事業分というのがありまして、国庫補助事業分につきましては産学官金の連携によりってなってるんですけども、地方単独事業につきましては国庫補助事業に準ずる市町村の地方単独事業に対する特別交付税措置の創設ということで、そこまで強く求められてないというところもありますんで、そういった内容で答弁させていただいております。以上です。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩をいたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） 金融機関の関係ですけども、町内に2行、金融機関あるんですけども、一応今のところ両方話をさせていただいていまして、そのどちらかになるという形で進めています。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いいたします。

こちらの地域経済循環創造事業、総務省のローカル10,000プロジェクトの部分についてでございますが、こちら合同会社が8月末に設立されてということでございました。こちらの御答弁にもありましたし私もそのように認識しているんですけども、ずいぶん柔軟なね、事業となっているのかなというところで、総務省においても既にもう8月9日時点で今年度分のね、予算上限に達する見通しだということで受付が止められているほどであるということでございます。町内において、1番目の質疑の際にも言及し

たんですけども、ホームページで公募していることは承知しておりますけれど、それが広くね、町内、町民に対して、町内や町内事業者に対して広報されていたのかなという疑問は私持っており、そちらの背景等についても実はお伺いをしておりまして、ホームページの公募はありましたけども、例えば広報紙であるとか町でもね、今運用が始まったLINEであるとかね、そういったところから広く公募をして、その中から選りすぐった上で1つを選定ということなのか、背景としては水面下でのこうした調整があって、合同会社を設立していただいて、形式上そういうホームページ上で公募の形をとったけれども、結局のところは決め打ちでね、もう決まっていたものに対してその公募という形をとったのか、その辺の背景がどのようになっているのかという点、お伺いをいたします。と申しますのも、町内の事業者には当然未来創造課宛にも相談があったと思いますが、例えば新しい施設でそうしたカフェであるとか、人がね、集う場所や新商品の開発等について取組をされている事業者っていうのもあるわけでございます。新聞報道等もされておりますし、そうしたところについても十分該当するような事業であると私は捉えておるので、そうした背景をお伺いして公平性等がね、きちんと担保されていたのかなという疑義からお伺いをしてございます。

○議長（篠原義彦） 野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也） お答えいたします。

背景としましては、先ほど申し上げたようにSDGs未来都市事業の先導的な役割を担っていただくというところを念頭に、今回の公募をかけさせていただきましたけども、議員おっしゃるように早ければ広報紙ですとか、そういうものでも周知をしていけばよかったなとちょっと反省をしているところでございます。

ホームページでは公募させていただいて、1件そういう提案をいただいたということで今回は進めていきたいなと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号令和6年度本別町一般会計補正予算（第7回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号令和6年度本別町一般会計補正予算（第7回）については原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 4 6 号

○議長（篠原義彦） 日程第 9 議案第 4 6 号令和 6 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第 4 6 号令和 6 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度事業決算による繰越金の確定と、それに伴う基金積立金の増額補正及び健康管理事業の事業量増加による増額補正となっています。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 9 1 万 9,0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 9,0 1 0 万円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

3 ページ、4 ページをお開きください。

中ほどの 2、歳出であります。5 款保健事業費、3 項健康管理センター事業費、2 目健康管理事業費、7 節報償費、報償金 1 万 2,0 0 0 円の増額補正は、産後ケアクラス託児利用者の増加によるものです。その下、記念品代 1 5 万円の増額補正及び 1 0 節需用費 5,0 0 0 円の増額補正は、健康ポイント事業達成者数の増加によるものです。

下段の 6 款 1 項 1 目基金積立金、2 4 節積立金 4 7 5 万 2,0 0 0 円の増額補正は、令和 5 年度事業決算による余剰金を基金に積み立てるものです。

これにより基金の残高は、令和 5 年度末現在 5,8 2 0 万 5,0 0 0 円に今回の積立金を加え 6,2 9 5 万 7,0 0 0 円となります。

上段 1、歳入であります。6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、3 節その他一般会計繰入金 1 6 万 7,0 0 0 円の増額補正は、先ほど歳出で説明しました健康管理事業の増額補正に係る収支の調整によるものです。

7 款 1 項繰越金、1 目 1 節その他繰越金 4 7 5 万 2,0 0 0 円の増額補正は、繰越金の確定によるものです。

以上、令和 6 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

梅村議員。

○5 番（梅村智秀） それでは歳出の 5 款保健事業費の健康ポイント事業の部分についてお伺いをいたします。

こちら達成者が増えているということで御説明をいただきましたが、健康ポイント事

業、複数にわたってそのポイントが付与されるものがございますけれども、主にどういったところが町民の参加率が高いとか、達成率が高いとか、この事業のこの提案に対して事業の総評といいますか、どのようになっているのか。また逆に、参加や達成率の低いような項目等がある、つまりは課題感を有している、そうした項目等があるのか、提案に際しての御見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 前佛健康管理センター主幹。

○健康管理センター主幹（前佛友子） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、有効であったと思われるものにつきましては、去年よりもちょっと条件を少し広げたということもありまして、確か昨年度御質問の中にもされたこともあったと思うんですけども、介護予防事業系の参加者に対するポイント付与を増やしたということも大きかったですし、あと個人が取り組んでいる運動習慣に対しての条件も昨年ちょっと厳しめだったかなって担当としては考えておりまして、その部分を少しハードルを下げたところが有効だったかなと思っております。

それからあんまりちょっと現時点で少し見込みよりも難しいかなって感じているのは、やはりちょっと若い年代の方が健康診断の対象年齢を考えたときになかなかその20歳代の方が対象になるものが少ないということもあるので、ちょっと若い方は難しいかなとは考えておりますが、ただ若い方でも、自主的に運動されていたり、町のいろいろ対象にしている予防事業、それぞれありますが、そちらに参加してくださる方はいますので、昨年よりは幅広い年代の方に参加してはもらっていますが、まだ課題かなと考えています。以上です。

○議長（篠原義彦） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号令和6年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号令和6年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第47号

○議長（篠原義彦） 日程第10 議案第47号令和6年度本別町介護保険事業特別会

計補正予算（第２回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第４７号令和６年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第２回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和５年度の決算に伴う精算が主な内容であります。

それでは予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７,８５６万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億４,３５４万６,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により説明いたします。

５ページ、６ページをお開きください。

２、歳出であります。上段の４款１項１目基金積立金、２４節積立金１,６５６万７,０００円の増額補正は、基金利息及び前年度精算金を介護保険基金に積み立てするものです。

なお、今回の補正により現時点での基金残高は１億１,４４１万３,０００円となる見込みであります。

次の段の５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目償還金、２２節償還金利子及び割引料５,０２７万５,０００円の増額補正は、前年度決算に伴う精算償還金で、介護給付費、地域支援事業費等を国、北海道、社会保険支払基金にそれぞれ償還するものです。

下段の２項繰出金、１目一般会計繰出金、２７節繰出金１,１７２万６,０００円の増額補正は、前年度決算に伴う、一般会計への精算償還金であります。

以上で歳出を終わりました。３ページ、４ページをお開きください。

１、歳入であります。１段目の３款国庫支出金、２項国庫補助金、２目地域支援事業交付金、２節過年度分７万８,０００円の増額、２段目の４款１項支払基金交付金、２目地域支援事業交付金、２節過年度分１１万１,０００円の増額、３段目の５款道支出金、３項道補助金、１目地域支援事業交付金、２節過年度分５万円の増額補正は、令和５年度精算に伴う交付金となっております。

下段の８款１項１目１節繰越金７,８３１万１,０００円の増額補正は、前年度決算に伴う繰越金であります。

以上、令和６年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第２回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号令和6年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第48号

○議長（篠原義彦） 日程第11 議案第48号令和6年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 議案第48号令和6年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、特別養護老人ホームの人事異動に伴う人件費の調整、予防プラン件数の増加に伴う委託料の増、事業確定による執行残が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ647万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億419万7,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

中段の2、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費、18節負担金補助及び交付金の補正は、人事異動によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

下段の2項居宅介護サービス事業費、2目介護予防支援事業費、12節委託料、業務委託料、介護予防支援22万7,000円の増額補正は、社会福祉協議会ケアプランセンターほんべつへ委託する予防プラン件数の増加によるもの、その下、27節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金、地域支援事業費22万7,000円の減額補正は、事業費変

更に伴う繰出額の変更によるものであります。

戻りまして、上段の１、歳入ですが、４款繰入金、１項他会計繰入金、１目１節一般会計繰入金６４７万８,０００円の増額補正は、事業執行見込みにより調整するものであります。

以上、議案第４８号令和６年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第２回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第４８号令和６年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第２回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号令和６年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第２回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第４９号

○議長（篠原義彦） 日程第１２ 議案第４９号令和６年度本別町水道事業会計補正予算（第２回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 議案第４９号令和６年度本別町水道事業会計補正予算（第２回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、修繕費の増額が主な内容であります。

それでは、補正予算書の１ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第２条、令和６年度本別町水道事業会計予算、以下予算という、第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第１款水道事業収益、第２項営業外収益は３９万円を増額補正し、収入の総額

を2億8,676万8,000円とするものです。

支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用36万3,000円と第3項特別損失2万7,000円をそれぞれ増額補正し、支出の総額を2億8,676万8,000円とするものです。

他会計からの補助金。

第3条、予算第11条中9,282万3,000円を9,321万3,000円に改めるものであります。

それでは、予算説明書により御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

上段の収入ですが、1款水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金、節他会計補助金39万円の増額補正は、収支の調整による一般会計補助金であります。

続いて、下段の支出ですが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、節修繕費36万3,000円の増額補正は、勇足浄水場の水質検査用検水ポンプの故障による修繕費用として、増額するものです。続いて、3項特別損失、2目その他特別損失、節その他特別損失2万7,000円の増額補正は、令和5年度簡易水道特別会計決算見込みにより、消費税納付額を増額するものです。

以上、令和6年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出など一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号令和6年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号令和6年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

念のため申し上げます。

明日９月４日から１０日までの７日間は休会であり、９月１１日午前１０時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は本日から９月５日正午をもって締め切りといたします。質問のある方は締め切り時間を厳守の上、提出願います。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後０時０２分）

令和 6 年本別町議会第 3 回定例会会議録（第 2 号）

令和 6 年 9 月 1 1 日（水曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問
-

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問
-

○出席議員（11名）

議 長	1 2 番	篠 原 義 彦	副議長	1 1 番	高 橋 利 勝
	1 番	宮 本 やよい		2 番	加 藤 徹 己
	3 番	丑 若 浩 行		4 番	水 谷 令 子
	5 番	梅 村 智 秀		6 番	石 山 憲 司
	7 番	藤 田 直 美		8 番	方 川 一 郎
	1 0 番	阿 保 静 夫			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基 裕	副 町 長	村 本 信 幸
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	三 品 正 哉
農 林 課 長	篠 原 順 彦	保 健 福 祉 課 長	長 屋 和 幸
住 民 課 長	宮 口 淳 哉	健 康 ・ こ ど も 課 長	高 橋 紀 尊
建 設 水 道 課 長	加 藤 勉	企 画 財 政 課 長	松 本 秀 規
未 来 創 造 課 長	野 崎 昌 也	老 人 ホ ー ム 所 長	前 佛 清 治
国 保 病 院 事 務 長	小 川 芳 幸	総 務 課 主 幹	上 原 章 司
建 設 水 道 課 主 幹	小 出 勝 栄	健 康 管 理 セ ン タ ー 主 幹	前 佛 友 子
総 務 課 長 補 佐	石 川 雅 康	教 育 長	高 橋 哲 也
教 育 次 長	武 田 敏 英	社 会 教 育 課 長	千 代 孝 徳
農 委 事 務 局 長	舩 舘 憲	代 表 監 査 委 員	井 出 英 彦
選 管 事 務 局 長	三 品 正 哉		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 雅 之	事 務 局 次 長	越 後 忠
---------	---------	-----------	-------

総務担当主事 今 井 綾 香

開議宣告（午前 10 時 00 分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦） 日程第 1 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、石山憲司議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（石山憲司）〔登壇〕 報告いたします。

意見書の取扱いについて申し上げます。

本日までに 2 件の提出がありました。

地方財政の充実・強化に関する意見書、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書、以上 2 件の意見書につきましては、最終日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

◎日程第 2 一般質問

○議長（篠原義彦） 日程第 2 一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

2 番加藤徹己議員。

○2 番（加藤徹己） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの 1 問について質問をいたします。

質問事項。

高齢者や障がい者世帯への環境整備支援を。

質問要旨。

夏季には住居周辺や庭などに雑草が生え、住環境の悪化が懸念されています。特に、除草作業などが困難な高齢者や障がい者世帯には、大きな負担になっているため、環境整備への支援が必要ですが、考えを伺います。

要旨の明細。

本町では、降雪時に高齢者や障がい者世帯への除雪サービスを実施しています。雪国に暮らす高齢者や障がい者世帯には、除雪サービスは日常通路の確保と緊急時の避難通路確保の観点からも、大変重要な支援となっています。しかし、夏季には近年の猛暑などの影響により雑草が急成長して、住環境の悪化が進んでいます。特に、高齢者や障がい者世帯では除草作業などが困難な状況であり、大きな負担になっています。

このことから、住居周辺や庭の雑草除去など環境整備への相談やアドバイス及び支

援が必要であると考えますので、以下について伺います。

1 点目、環境整備の支援が必要な世帯の把握状況を伺います。

2 点目、環境整備支援を実施する考えはないか伺います。

①除雪サービス形式のような支援。

②草刈り費用補助の支援。

③その他の支援。

以上。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 加藤議員より御質問ありました、高齢者や障がい者世帯への環境整備支援について答弁をさせていただきます。

御質問にありますとおり、一人暮らし高齢者等への除雪サービスにつきましては、自助・互助・共助を基本として、御家族が近くにおらず、隣近所や自治会による除雪の支援が得られない方を対象といたしまして、町が事業者に委託して除雪作業を行っておりますが、除草作業等に関する支援はこれまで実施してきておりません。

令和4年10月に第9期銀河福祉タウン計画策定に向けて、高齢者の生活状況や支援ニーズ、在宅介護者の状況等を把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施いたしました。この中で生活する上での困りごとや要望として除草作業等の記載事項はありませんでした。また、同時期に行ないました障がい者実態調査におきましても同様の結果となっており、環境整備の支援が必要な世帯の把握につきましては、住環境が悪化していると感じるかどうかの個人差も含めて、難しい案件であると捉えています。

2点目の環境整備支援を実施する考えはないかとの御質問であります。介護サービスや障がい福祉サービスの利用者につきましては、介護支援専門員や相談支援専門員が環境整備に関する相談、アドバイス等の支援を行ない、御家族等に対応いただくなどの現状があるほか、高齢者・障がい者福祉担当や環境生活担当に寄せられる相談等につきましては、有料にて実施する事業所を紹介することで、一定程度、対応できているものと認識しております。

先ほど申し上げましたとおり、支援の必要な方の把握につきましては、価値観の違いや個人差もあり、難しい状況にありますが、除草作業等支援の必要性などは自助・共助・公助など対応方法も含めた中で、地域の方々の御意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、住環境の整備には住民の皆様の御理解と御協力が不可欠でありますので、このことをお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 加藤徹己議員。

○2番（加藤徹己） 答弁をいただきました。

1点目の対象世帯の把握状況についてですが、第9期銀河福祉タウン計画のアン

ケートの説明をいただきましたので、その中でも、今、答弁にあったように、住居等の環境整備については触れられていないというか、この項目には見当たりませんでした。ということで、この答弁の中では、必要な世帯は把握していない、把握する必要がないと伺いました。

2点目の住居周辺の環境整備支援を実施する考えはないかということですが、このことについても要望がないという捉え方ということで、現在については、環境整備支援については実施する考えはないと答弁をいただいたところであります。

この件について、1点目ですが、対象世帯の把握ですが、銀河福祉タウン計画のアンケート調査の中で、高齢者の生活の場所ということで、53.1%が自宅で生活したいという結果が出ているところですが、現在は地域の人たち、隣近所、自治会の人たちが、ボランティアで高齢者や障がい者世帯の草刈りを含めた環境整備を実施してくれていると。その人たちが、今まではずっとやってこれた。しかし、自分たちも高齢になってきて、障がい者の人たちでも比較的体が動かせる方については、その仲間のところの除草等もこれまではやってきたということですが、近年、手助けしていた人たちが、だんだんと高齢化により体が不自由になってきて、今までどおりの手助けができなくなってきた。これからが心配だ、不安だという、そういう相談があつての今回の質問でございます。

現在は、社協等の安心生活創造事業等の相談員が、各障がい者、もしくは高齢者世帯等に出向いて、いろいろな相談をして、答弁では有料で実施しているということですが、これまでも、比較的自立していて、除草作業等の費用も自己負担が可能な方々は、それぞれ支援を受けながら、事業者はこの作業を依頼して実施していると。先ほど申し上げたとおり、地域の人たちや隣近所の人たち、そういう人たちが手助けをしてきたために、今現在はそのニーズについてはないというところでございますけれども、その人たちが、今、申し上げたとおり、今後、手助けができなくなってくるので心配だ、この部分が不安だということでの相談ですので、今後、環境整備の支援が必要な方たちへの状況把握等については検討していくべきだと考えておりますので、この件について再度伺います。

2点目ですが、これまでは自己負担で個人が事業者に頼んでやっていますが、この自己負担をする部分について、環境整備ですから、これは自己負担という形になると思いますけれども、ただ、高齢者や障がい者世帯についても、収入が潤沢にあるという方たちばかりではございませんので、その辺の支援も必要であろうと。その事業者への橋渡し等も必要だと考えておりますので、その辺について、もう一度お伺いします。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問に対しまして、答弁をさせていただきます。

今、加藤議員のほうからお話がありました。そういった世帯を把握する必要はない

と、私は申し述べたのではなくて、いかに把握することが、今、困難な状況ということ
で御説明をさせていただきましたので、その辺は御了承願いたいなと思ってございま
す。

今、議員がおっしゃられたとおり、公営住宅等々は別にいたしまして、個人所有の
資産であります住宅、それから、その周辺等々につきましては、除草、雑草の除去を公
共で行なうことが、現段階では大変厳しいものであると捉えているところでございま
す。

議員おっしゃるとおり、様々な要因で住宅周辺の環境整備にお困りの方はおられる
と私も承知しておりますので、そういったお困りの方が相談に参った際につきまして
は、親切、丁寧な対応、そして事業者紹介などをしてまいりたいと思っているところ
でございます。

2点目にもありましたけれども、やはり、この除草問題だけではなくて、高齢者、障
がい者等の支援につきましては様々な課題等がありますので、医療、介護等も含めた
中でどのような支援がいいのか、そういったことも自治会の皆様、そして地域の皆様
方の御意見を賜りながら、今後、対応してまいりたいと思っているところでございま
すので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

また、雑草問題につきましては、高齢者や障がい者のみの世帯とは限らないと、私
は常日頃思っております。若い方の住宅周辺も、中には雑草等々で改善が必要な場
所もあるかと思っております。

令和元年度以前は、衛生組合によります、春及び夏の清掃指導がありまして、その
ところにより、そういった環境美化の啓発がなされてきた面もございしますが、プライ
バシー等々により、時代にそぐわないという形で、その指導も取りやめになってござ
います。

町といたしましては、環境美化整備に関する啓発活動を今後一層進めていかなけれ
ばならないと考えておりますので、そういったところでしっかりと対応してまいりたい
と思いますので、御理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 加藤議員。

○2番（加藤徹己） 再質問に答弁をいただきました。

1点目の環境整備についての支援が必要な方の把握についてですけれども、町長が、
今、答弁されたとおり、住環境のそれぞれのいろいろな条件があるので、その把握に
ついては困難だという捉え方ということで、その辺は理解をいたしました。

2点目についてですけれども、今回は、高齢者及び障がい者世帯に特化した質問を
しているのですけれども、今までも、町としては高齢者だけではなくて、障がい者だ
けだけではなくて、全体的な環境整備の問題もあるということでございますけれども、先
ほど言いました第9期の銀河福祉タウン計画のアンケート調査の中で、先ほど申し上

げたとおり、高齢者の生活の場所では、53.1%の人が自宅での生活を希望しているということです。自宅ということになれば、その方が、やはり隣近所に迷惑をかけないためにも、住環境の整備、特に、外の除草作業等が必要であろうと。これの支援を今後も検討していく必要があるのではないかと。いろいろなサービスの提供、また、アドバイス等もしていただいておりますけれども、さらに今後増えていくわけですから、高齢者世帯だけでも900世帯、高齢者2人世帯でも553世帯という形で、これからも高齢者世帯、高齢になる障がい者世帯が増えていくということです。地域だけにこれを委ねていくことはこれから困難になってくると思いますので、検討する必要があると思いますので、この点について再度伺って終わります。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再々質問について、答弁をさせていただきます。

今、議員おっしゃるとおり、銀河福祉タウン計画を策定する前段での調査におきましては、半数以上の方が在宅での生活を望むという結果が出てございます。

このことにつきましては、やはり住みよい本別で長年暮らしたいという、そういう強い思いがあるのだらうと思いますので、そこを町としてもしっかりと肝に銘じながら、その人方が何を、今後要望あるのか、そして、どのようなニーズがあるのか、その部分につきましては、この環境整備も含めた中で総体的に、今後、検討しなければならないと認めているところでございますし、また、この環境整備につきましても、今、様々な調査を行なっておりますので、その調査の1項目の中に住環境整備等も項目に入れながら、町民の皆さんの意向をしっかりと把握してまいりたい、そう考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、高齢化はまだもう少し進んでいくのだらうと思っております。その部分につきましては、この環境整備だけでなく、住居そのものの在り方、どこにお住まいになられたらいいのか、そういったところもしっかりと頭に据えながら、町政を運営してまいりたいと思っておりますので、また、様々な意味で御意見をいただければありがたく思いますし、また、町民の皆さんの御意見も賜りながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（加藤徹己） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、5番梅村智秀議員。

○5番（梅村智秀） まず、本日は多くの皆様に傍聴にお越しいただきまして、改めて身の引き締まる思いであります。また、中継または配信等を御覧になっていただいている皆様に対しまして、町議会に対しまして関心等を寄せていただきましたこと、心よりの御礼を申し上げます。

それでは、通告済み4問につきまして一般質問を行ないます。

なお、1問目につきましては、一問一答細目方式を採用いたします。

それでは1問目、漏水事故で生じた損害の一部は求償すべき。

令和6年8月9日臨時会で明らかにされた漏水事故において生じた損害のうち、水道メーター検針が適切に行なわれていないことにより、上下水道担当職員が漏水の事実気がつくことができず、損害が拡大したことは明らかであるが、事実と所信を質す。

空き家に対する止水依頼について市内での連絡不備等があり、冬期間に漏水が生じ、住宅の修繕費として約350万円の損害が生じた。

1、議会へ提案時に、水道メーター検針が適切に行なわれていなかった事実について、当初より説明を行なわなかった理由について問う。

2、明らかになった漏水量152トン、約4万円相当を無収水量、こちらは代金がない水ということでございます。無収水量とした上で議案提案をした理由について問う。

3番、水道メーター検針が適切になされなかったことにより、漏水事実の把握ができず、漏水量が増え、伴って建物の損害が拡大したことは当然であるが、無収水量とした水道代及び建物修繕費の一部については応分の過失を求め求償する必要がある、また、再発防止策を講じる必要があるが、所見を問う。

4、スマートメーターの導入、または、町の公式LINEへの利用者がメーターを撮影をし申告をする体制を整備するなど、DX化や経費、労務軽減を図ることが効果的であるが、所見を問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の漏水事故で生じた損害の一部は求償すべきについて答弁をさせていただきます。

1点目の議会へ提案時に、水道メーター検針が適切に行なわれていなかった事実について当初より説明を行なわなかった理由についてであります。給水設備漏水事故に係る和解及び損害賠償額に関する提案は、水道事業と和解の相手方の関係について定めた内容であります。従いまして、御質問にある、業務委託に基づく検針が正しく行なわれなかったことに関しましては、町と受託者の契約関係に基づく事項であり、また、検針が適切に行なわれなかったことと、建物の損害との間には直接的な因果関係があるとは言えないことから、このような漏水事故とは直接関係のない部分に関しましては、説明は要しないと判断したところであります。

2点目の明らかになった漏水量152トンが無収水量とした上で議案提案した理由についてであります。まず、無収水量とは、浄水場で作られた水が、不可抗力により各戸の給水設備から漏水する場合や、管洗浄のための作業排水、また、消防水利など、水道料金を徴収できない水量として定義をしております。今回の漏水事故は、さきの議会で承認いただいたとおり、水道事業の過失によるものであり、また、和解の相手方が使用した水量でもありませんので、水道料金として給水契約者に請求することは

できないことから、必然的に無収水量として算定されることになります。

3点目の水道メーター検針が適切にされなかったことによる無収水量とした水道代及び建物修繕費の一部については応分の過失を求め求償する必要がある、また、再発防止策を講じる必要があることについてであります。まず、建物被害に関しましては、損害賠償額の全額が保険金で賄われておりますことから、水道事業としての金銭的な損害はございません。漏水に伴う無収水量に関しましては、検針業務受託者に対する損害賠償請求が可能かどうかにつきまして、損害に対して相当な因果関係があるか否かの判断が難しい部分もありますが、原課において検討を重ねた結果、業務上の契約不履行があり、検針が適切に行なわれなかったことは事実でありますことから、損害賠償請求を行なう方向で、受託者と、今、協議中であります。

再発防止策に関しましては、受託者に対しまして、改めて契約事項の遵守や業務改善を徹底するよう強く申し入れ、指導を行なっております。

4点目のスマートメーターの導入、またLINEを活用した申告体制の整備など、DX化や経費、労務費削減についてであります。スマートメーターの導入につきましては、検針誤りの防止やリアルタイムで使用水量を把握することが可能でありますことから、漏水の早期発見にもつながります。しかし、現状において、設置費用が多額となるため、複数年に分けて導入、また、遠隔地を優先するなど、導入方針を定めた上で、前向きに検討してまいりたいと考えております。また、スマホの撮影、送信機能を利用し、水道利用者自らが検針数値を申告する方法につきましては、一部試験運用を開始している自治体があることは承知しておりますが、防除施設や空き家への対応など課題も多いことから、現状といたしましては、導入は困難であると判断をしております。

いずれにいたしましても、これらDXの取組は、水道事業に限らず、町として推進していかなければなりません。インシャルコスト、ランニングコストともに増大する可能性が高いことから、経費の削減や費用対効果につきましては、料金の改定など、収入の側面も踏まえながら長期的な視点で検討してまいりたいと考えております。

以上、申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1番項につきまして再質問を行ないます。

本件につきまして、令和6年5月31日付の町長宛ての本件の報告書におきまして、まず一点、被害者からも、なぜメーター検針で分からなかったのかという指摘があったというような趣旨の記載がありました。また、検針の不履行の事実についても記載がありました。また、それにつきまして、議会報告や答弁の必要についても、作成した職員、管理職の方でございますけれども、からの記載もあり、ということであれば、当然町長はこれらを把握していたということになります。

報告書によれば、内部、この庁内、原課の内部においても、不適切な水道検針につい

て問題視されていたということが分かるわけであります。

ちなみに、事実の確認を行ないますが、不適切な水道検針と表現をしておりますが、こちらについては、一定期間において、メーターの使用量はゼロという報告があったから、原課においては検針を適切に行なっていたと捉えていたということによろしいのか、お伺いをいたします。

また、仮に私が申し上げたとおりであるならば、実際は事実と異なる虚偽の報告を行なっていたということの捉えでよろしいのか、お伺いをいたします。

併せて、さきに申し上げたとおり、こちら報告書について担当の職員から、報告書にはこれらさきに述べたような事実があるわけであり、町長はこれを把握しているわけでございますけれども、こうしたことを知りながら、自ら積極的に公開、オープンにしていけないというのはなぜなのかなという単純な疑問が生じます。さきの答弁で、もっともらしい御答弁でございましたけれども、直接因果関係があるとは言えない、しかし原課の職員については、議会について、必要に応じて、やはりそうした説明が必要であるというようなこともありました。これは、やはり質疑をされてから答えていくということではなく、そうした懸念があるのであれば、自らやはりオープンにしていくなければならないのではないのかなと私は考えるところでございますが、そうしたことを自ら積極的かつ具体的に報告を行なわない、そうした行政、また、ひいては町長としての、私は不誠実な姿勢であると捉えておりますが、見解を伺います。

(発言する者あり)

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 説明員から直ちに答弁がない場合は、休憩を宣告する等適切な処理をお願いしたい。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） お答えさせていただきます。

まず、1つ目のゼロの報告をされていたということで、担当職員が適正に検針がされていたと認識していたかということなのですけれども、そのときは適正に検針がされているものと考えておりました。事実が発覚するまでは、その事実がちょっと分からなかった状態です。

メーター検針が行なわれなかったことで、因果関係の関係なのですけれども、因果関係があるとすれば、原因がなければ結果が起きなかったという関係が成り立つという必要があると思います。今回の事例で言いますと、まず、検針を怠ったという原因により給水設備から漏水が発生したという結果が成り立ち、さらに漏水が発生し、原因から建物に損害を与えるという結果が成り立つことが必要となるのですけれども、今回の事例では、検針を正しく行なっていても漏水は発生しているはずでありまして、これは町のほうの閉栓がきちんと行なわれなかったということなのですけれども、漏水の発生の原因でなければ、その後の建物の損害に対しても因果関係があると言えな

いということで、被害の拡大に関しましては、間接的な要因が一つであるということ
は議員の御指摘のとおりでありまして、水道事業との和解の相手方との関係におきま
して、損害賠償の和解内容につきまして、何らその検針が影響を与えるものではありません
ので、議会の提案時にメーター検針が適切に行なわれなかった旨に関しては、
説明を省略したところでございます。

以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 今、議会の説明時についてでございますけれども、ならば併せて
伺いますが、私、本件につきまして、専決処分ないしは一般会計の補正予算の提案、こ
の2議案の際に、本件について質疑をしておりますが、質疑があつて、最後の最後に
やはり答えているようなもので、どのような背景なのですかとか、そういった、
本件について質疑を行なっているにも関わらず、なかなか積極的な答弁もなかったと。
当初の説明については、ではおっしゃるとおり、それを受け入れるということではな
く、そのような御認識なのだということは把握をいたしました。それらが、私の認
識としては、積極的に説明があつたとは捉えてはいないところであります。

また、後の問いにも関わってくるので、その因果関係等については、この1問目
については、1番項について深くお話をすることは控えるところでございますが、被害
の拡大、損害の拡大というものについては間接的に影響があつたとお認めになる、そ
のような認識を有しているということによろしいのか伺います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 御答弁させていただきます。

先ほど、積極的に説明がなかったということなのですが、これに関しまして
は、直接、損害賠償と漏水に関することに関して、直接的な要因がなかった。説明
は省略させていただいたということで、なるべく短く簡素化して分かりやすくとい
うことが説明するときに、もとでやっていましたので、そういうことになります。

繰り返しになりますけれども、建物の損害の原因は、止水栓で閉栓を行なったこ
にあるということで、漏水が長期化し、建物に被害を拡大した要因はとなりますと、
それでも要因として大きいのは、やはり止水栓で閉栓が行なわれなかったこととい
うことが一番だと思っております。

メーター検針が適切に行なわれなかった要因の一つありますけれども、実際はその
ような損害が発生し、原状復帰に要する費用としては、全額保険金の下りまして、保
険金額を損害賠償額として承認いただき、和解に至った事実も説明するに当たりまし

て、損害の拡大防止策の一つである、検針による漏水の早期発見できなかったことを、取り立てて説明する必要まではなかったのかと考えております。

もちろん、損害賠償を、和解内容を説明するに当たり不要と考えているだけであり、ことさらこの事実を隠すというような、隠し立てする必要もありませんし、議員から質問があったので、その辺のメーターの不適切な検針のことに關しては、説明させていただいたことになります。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） さきにお伺いした点で、改めてお伺いをいたしますが、まず、こちらの職員の方が、そのメーターの検針の事実について、メーターの検針から漏水の把握ができなかったという点について、ここについて問うているのではなくて、疑義を呈しているのではなくて、水道の検針事業者からは、メーターの使用量はゼロであると、漏水していたであろうと推定されている1月上旬から、発覚した4月21日でしたかね、4月の間においても、ゼロであるという報告があった。つまりは、虚偽の報告があったということを、まず、こちら簡潔に御答弁を求めるものでございます。

続きまして、簡潔な答弁を旨としているというような趣旨の御答弁でございましたけれども、質疑において、例えばその背景であるとか再発防止策、再発防止策ということであれば、ヒューマンエラーのところに特化した御答弁が主なものであったと捉えておりますけれども、これも一つ、メーターの検針がしっかりしていれば、1か月に1回行なわれる、定期的に行なわれるものですから、漏水の上限、それが何か月にもわたってなくなるということはないわけであり、それらもしっかりと損害の拡大を防止するための対策として答弁や説明があるべきだと、それがしかりだと私は捉えているけれども、そうではない認識だと、そうした直接的なものについては、質疑や質問があったとしても答弁の必要性はないと感じたというところの御認識なのか。そこに対して私は、行政や町長の姿勢として不誠実であると捉えているのですよと伝えておりますが、私の認識が不見識であると、当たらないよということなのか、簡単で構いませんので、御答弁を求めます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 1項目についての再々質問になろうかと思いますが、答弁をさせていただきます。

この、さきの臨時会におきましては、あくまでも損害賠償額、要は179条に基づく承認事項でありまして、その部分につきましては、うちと、それから被害者という相手方、和解の相手方ということで、その部分につきましての案件でありました

ことから、そこに至るまでの第三者的にもなろうかと思いますが、そこまでの背景とか、そういった部分につきましては、当初、説明は要しないと判断しておりますし、また、そのときにおきまして、質疑で求められた事項につきましては、親切丁寧に説明をしたと私は感じているところでございます。

積極的な説明がなかったということでございますが、それは議員の感じ取られた感想だと私は思っておりますし、当方といたしましては、しっかりと説明責任を果たし、そして損害賠償額について承認をいただいたものと、そして議員の皆様方からそれが承認されたものと、そういった思いでおります。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） お答えいたします。

虚偽の報告の関係でありますけれども、受託者に損害賠償できるか否かにつきましては、民法の規定や町との受託者との間で提携されている業務委託契約を根拠とすることができまして、民法上、規定においては、故意または過失があり、議員の御指摘とおり虚偽の報告であった場合は、故意に該当してくるものと考えております。

また、故意でなくても、過失でしたり不注意により検針ミスが該当してくると思いますが、現に、少なくとも3か月連続で誤った検針報告がなされていることから、故意または過失のいずれかに該当するのは事実でありまして、いずれに該当すれば、要件を一つでも満たすことになりますので、従いまして、虚偽の報告を行なったか、不注意により検針報告を行なったか区別する必要がなく、いずれの場合でも契約不履行としては間違いないと考えております。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 本当に簡潔な答弁を旨とされているのか、本当に甚だ疑問しかないのですけれども、私も聞いて開いた口が塞がらないという慣用句はこういうときに使うのだなと思いましたが、こうした事案が生じておきながら、故意か過失か区別する必要がない、受託者が、なぜこうしたことが起きたのかという、こうした事案が生じたときに、原因をきちんと追求して、どうやったらそれ二度と起きないようになるのか、起きる可能性を減らすことができるのかというような、真摯な姿勢がないということが、今、明らかになったところです。多分、これ以上言っても無理だな、無駄だなと思しますので、本件については、これ以上申し上げるのは、今、御答弁いただいた件については、申し上げることはいたさない所存であります。

また、町長から御答弁がありました、いわゆる積極的な説明姿勢がないよという部分については、あくまでも議員個人、私の主観であるというような御趣旨の答弁がありました。

私、これまで議場で何度か申し上げてきて、町長も憤慨されていたのかなと捉えているところでございますが、私自身は、こうした、何かことが生じたときに、積極的な公開姿勢や原因の究明、こうした姿勢を持たないところについて、これをある種の隠

蔽体質ではないのかなと捉えているところであります。町長は、私の中に隠蔽の文字はない、心外だというような趣旨の答弁までされていましたが、私自身、積極的な公開や解決に向かう姿勢というものが欠落していると捉えております。町長自身は、こうしたことについては、ある種の隠蔽体質とは捉えていない、あくまでも私個人の主観でしかないところなのか、簡潔な答弁を求めるものでございます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 10 時 53 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 漏水事故で生じた損害の一部は求償すべきという形で、今回の一般質問の中でのやりとりの関係だと思いますが、直接的、ここの一般質問と関係があるのかどうか、私はちょっと分かりませんが、いずれにいたしましても、これまで私が町長に就任して以来、いろいろな事故や不祥事等々が発生した折も全て公開をしてきておりますし、また、広報等についても、反省すべき点は反省すべきということで、町民の皆さんに訂正、それからおわびを申し上げているところでございます。

今回の水道のこの件につきましては、様々な要因が重なり合ってこのようなことになったと、このような事態が生じたということでございますが、いずれにいたしましても、町民の皆様の思いがどこにあるのか、そして、どういった疑問があるのか、その辺は親切丁寧にお答えをしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、この問題に限らず、隠蔽するとか、そういったことは私は一切しておりませんし、今後もそのようなことで町政を運営してみたい、そう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1番項終わりました2番項に移ります。

無収水量についてでございますが、不可抗力によりというようなところで御答弁がありました。しかし、本件については不可抗力という表現が適当なのかどうか、甚だ疑問があります。これまでも言及してまいりましたけれども、故意または重大な過失に基づくものであり、いわゆる予見ができなかった漏水等とは全く異なるものであるというところでもあります。

これは、さきに述べた報告書にも記載がありますけれども、当初から、議案としての提案前から水道検針事業者への求償についても言及がありますし、水道検針事業者が町や町民に対して賠償責任の定めがあることについても記載がございます。

こうした言及が原課の職員からなされて、町長の報告書に記載があるにもかかわらず

ず、これ単純にシンプルな疑問なのですけれども、なぜ、これらのこうした提言というか記載がスルーされた上で提案とされてきたのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） お答えします。

損害の求償の関係かなと思います。求償権というのは、損害賠償など財産の減少があって、第三者行為により発生した部分について、第三者の責任部分において返還を求めることができる権利ということでありまして、今回の損害賠償額は全て保険で賄っておりますので、水道事業としては財産の減少が伴っておりませんので、求償権は存在しないと考えております。

無収水量としたということなのですけれども、これは、水道料金は納入義務者が給水契約者となりますので、これは水道料金に限ったことではありませんけれども、納入義務者以外の者に請求しても、それは無効な請求となると考えております。

今回の漏水の152トンの有収水量として算定し、和解の相手に請求するということは当然できませんので、必然的に無収水量になると御理解をお願いいたします。

また、8月議会でも答弁させていただきまして、重複しますけれども、止水栓の閉栓を怠ったのは、町のほうの責任ということになると考えております。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 私は、何もいわゆる被害者である和解の相手方に対して求める何ていうことは全く思ってもおりませんし、そうした趣旨のことについて言及したことはありません。私が申し上げているのは、この無収水量の定義を私が理解していないのであれば、御指摘をいただきたいのですけれども、どこからも水道代のその対価が、水道料というものが支払われないものであると捉えたのですけれども、これは利用者から得られないものだけが無収水量と言うのでしょうか。

であるならば、そちらについては改めてお伺いをいたしますけれども、これらについて、まず原課のお2人、いらっしゃるお2人ですよね、加藤課長と小出主幹が管理職として、町長からも口頭で注意を受けているということであり、管理監督責任があることは明白であります。かつ、こちら後にもつながっていくところでございますけれども、いわゆる先ほどの損害の拡大という観点からも、水道の検針が適切に行なわれていたのであれば、最低限の期間、約1か月間でそれ以上の漏水が、することがなくなったということでもあります。

改めて、先ほど町長の御答弁の中から、検針事業者に対して求償等の協議をしているということであり、この無収水量の相当額について、全額なのか一部なのか分かりませんが、賠償がされたということであっても、無収水量というような扱いは変わらないのでしょうか。そちらについてもお伺いをいたします。

であるならば、無収水量を、利用者からの料金はないけれども、本件について管理監督責任がある管理職職員や、損害を虚偽の報告等によっていたずらに拡大させた事

業者が負担をすべきであると、このように言い替えさせていただきます。改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 無収水量についてですけれども、水道料金の契約者、使用者との料金が発生する水量につきまして有収水量となりますので、それ以外は無収水量となります。

その漏水につきましては、本来、料金収入で得られたであろう水量ではなく、これは賠償に関することなのですけれども、漏水は本来料金収入で得られたであろう水量ではなく、本来作る必要がなかった水量でありますので、よって、それも有収水量としてはカウントしないのですけれども、納入業者でない請求である以上、無収水量として120トンの水を作ったためにかかった経費を誰かが負担するという形になると思います。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 私が申し上げているのは、その誰かが管理監督責任を怠った重大な過失を、一定程度の注意を払えば防げたものの、それを怠った管理監督責任がある課長及び主幹、併せて、損害を虚偽の報告によっていたずらに拡大をさせた検針事業者、これらにあると考えております。

改めて所見を伺います。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） お答えさせていただきます。

8月の議会においても答弁させていただいたと思うのですけれども、止水栓の閉栓を怠ったのは、故意または重過失のいずれにも該当しないと思っておりますので、職員個人に対する求償は行ないません。

受託業者に関しましては、過失、故意も含めてですけれども、虚偽の報告がされたということで、先ほど説明した水量に関しての損害賠償に対して協議中であります。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 議事進行に関する発言です。

まず事実の確認を行ないたいので、よければ時間を止めてもらうことができるでしょうか。

今、故意過失に基づかないものであるというような趣旨の御説明がありましたけれども、私の記憶が誤りでなければ、副町長より、私から、故意や過失の重過失の定義について質疑をして、その際に答弁がありましたけれども、その際は、いわゆる個人の特定ができないということであり、故意や過失がなかったというような趣旨の答弁ではなかったと捉えておりますけれども、私の認識が誤りなのか、ただいまの説明による答弁が誤りなのか、いずれかを事実の確認をしていただきたいのですが、願えますか。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 03 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小出建設水道課主幹の答弁からいたします。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 先ほど梅村議員の答弁に関しまして、訂正させていただきたいと思います。

閉栓の関係、8月議会の答弁の内容がちょっと違っていましたので、訂正させていただきます。

止水栓の閉栓を怠ったというのは、水道事業としては過失がありますけれども、原因となった電話の受け答えの職員が特定できないということで、職員個人に対して対する求償は行なっておらないということです。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 20 分 休憩

午前 11 時 21 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 先ほどの答弁で間違いがあったので、訂正させていただきます。

水道事業としての過失はあります。

原因となった電話の受け答えした職員が特定できないことから、職員個人に対する求償は行なっておりません。以上になります。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、2番項終わりました3番項に入ります。

こちら、さきに間接的なその損害の拡大という点について言及もございましたけれども、私の認識誤りでなければ、25日から28日の4日間でメーター検針を行なって、29日に、役場に報告が上がってくるはずであります。本来であれば、ここで気がつけたということであり、1月の下旬頃から漏水が発生していたと推定しているところでもありますので、少なくとも1月29日にはこうした事実について把握ができたというところがございますので、無収水量とされていた水道代の約4万円につきまして、最低でも発生されたと思われる1月上旬から1月29日までの間。8月9日の臨時会においては、日に約1.4トン程度の漏水があるということでの御説明があったと記憶してございますので、そういうことであれば、おおむね約30トン程度が、把握が困難であった漏水なのかなと私自身は捉えているところがございます。

これらについて、先ほどの御答弁の中から、検討を重ねた結果、検針事業者に対して賠償請求を行なうとのことではございましたが、私自身がその御答弁を受けて捉えている所感でございますけれども、やはり、さきにも少し言及いたしましたけれども、

この町の姿勢で、本当によくないところ、改めなければいけないところだなと考えているところがございます。こうしたことが起きてしまったときに、しっかりと原因の追求、精査をした上で、その上で議案として提案されるのが本来の姿であるにもかかわらず、こうして議場で指摘、質問や質疑をされて、そこから検討を重ねて、求償、賠償を求めていくということであれば、これは本当に行政としてお粗末なことだと考えております。違いますかこの認識。御答弁求めます。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 24 分 休憩

午前 11 時 26 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 御答弁します。

和解のこの順序的な話をするのですけれども、和解の相手とは、本来であれば4月下旬に当該の家に入居する予定であったことから、一刻も早い賠償額の確定、和解が急務、そちらを優先いたしました。なので、保険会社との交渉においては、早急に損害賠償の額が確定するようということで交渉しまして、賠償の確定、相手方の和解、その後、メーターの検針受託者との関係について検討という事務手続きになりました。

それで、メーター検針業務において、漏水の発見というのが、業務としてはうたってはいないので、契約、目的、お願いはしているのですけれども、漏水の発見がなし得なかったことまで受託者に責任を負わされるべきなのか、ちょっと判断が難しいことがあったので、その8月の議会のときには結論が出てない、今もちょっと協議していますけれども、そういう状態になっております。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 詭弁としか思えませんなあ。8月9日に議案として提案されて、まだ、皆さんがその4月21日に発覚してから、もう数か月を要しているわけで、町には顧問弁護士もいるわけで、本当にこうしたものをしっかりと解決したいというのであれば専門家に相談をすとか、していくこともできるのではないのでしょうかね。

そういう感性が私は町の課題だ、町長の姿勢としてもどうなのですかということを申し上げているのです。私の認識、これも一議員としての私見の域を超えませんかね。伺います。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 重複するところもあると思うのですけれども、漏水の発覚、和解により賠償額が確定したのが6月下旬になりまして、保険会社や相手との協議、修繕費の見積り等、水道事業として相手方の関係を一番最優先としましたので、その後、保険金が下りまして、第三者に対する請求権が有して、メーター検針者に求償権が有しておりませんので、それから漏水量の一部に対する損害賠償について7月

頃から課内で協議を開始していました。

遅くないかと言われれば、ちょっと遅いかなという、私の私見ではそう感じます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、3番項終わりました4番項に移ります。

こちら、御答弁があったところで、いわゆるスマートメーターの導入、これを一括で全町的に行なうことは財源的な問題もあり、なかなか難しいと、直ちにということは難しいということは理解してございます。

ただ、こうしたD X化について有利な財源等もあるので、それらについて、しっかりと調査、研究等を行ない、情報収集を行なって、早期導入に向けて鋭意取り組んでいく必要があると考えてございますが、改めて見解を伺います。

また、町の公式L I N E等を利用した、いわゆる利用者、住民からの写真等での報告という点についてですが、こちら、まず、町の公式L I N Eの運用も始まったばかりでありますし、まず、こうしたできるところからやってみるという姿勢が大切ではないかなと私自身は考えるところでございます。

こうしたL I N E等を経由して寄せられる情報の整理等が煩瑣な事務となることもあるのかもしれませんが、こうした試験的な運用をやってみることによって、新たな方途が見えてくるかもしれませんし、まずはできるところからやってみるというのはいかがかなと考えてございます。できることから、まず、できる人が、できるだけのことをやっていく、こうした積極的な取組姿勢というものが重要であると考えてございますが、改めて伺います。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） お答えいたします。

スマートメーター導入に関しましては、導入費用としたら約1億円程度、ランニングコストだと年間約400万円程度かかるのかなと考えております。

これも、最初の導入のときは補助事業もあるのですけれども、メーター更新に合わせて、そのスマートメーターも更新となると、8年に一度、どっとかかるような形になりますので、年度を分けて少しずつとか、地区を分けて等、慎重に検討しながら導入を考えていきたいと思っております。

L I N Eの使用の関係なのですが、これ、今のL I N Eを利用すると、L I N Eで撮影したものを、この職員がそのL I N Eを見て手入力するということで、またヒューマンエラーする可能性も多々ありますし、今の検針は、スマホに検針順路をこちらであらかじめ入れて検針しているのですけれども、直前にL I N Eで報告があれば、そこは抜かなければならないとか、歯抜けにしながら検針するとか、そういうのが出てきますし、本当に空き家は、では誰が撮影するのかというのもありますので、L I N Eでの方向性はちょっと考えておりません。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） ならば、今の御答弁からすると、当面については現況の検針業務を委託してということになってくると思います。

さきに述べた町長宛ての報告書においては、検針が正しく行なわれていなかったこと、今回は括弧書きで、今までも何度も申入れしているということの記載がございますが、この検針が正しく行なわれなかったというのは初めてのことなののでしょうか。伺います。

○議長（篠原義彦） 暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 過去にもということなのですけれども、過去に数回にわたり検針の報告と実際の指針値が異なる事例は発生しております。人間が目を見てスマホに手入力するということなのですけれども、検針ミスはどうしても発生するのかなと考えております。

一定程度でいえばやむを得ない部分もあると考えておりますけれども、単純な検針ミスではなく、今回のように、閉栓箇所について数か月にわたり検針が誤っていた事例も発生しておりますけれども、確認できる範囲におきまして、第三者や町に損害を与えるまでに至った事例はありません。以上になります。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） こうした不適切な検針の事実というのが今回初めてではないと御答弁にありましたけれども、では、それを住民や利用者が自ら報告をする。でも、今度それを入力するときにヒューマンエラー、人為的ミスが発生する。では、それを委託費を払って、年間約370万円前後でしょうか、その委託費を払っているにもかかわらず、それも度々と事実と異なるような報告が上がる、ではどうしたらいいのかということになるではないですか。だからこそ、やれることをまずやってみてはいかがですかと。

そのLINEを活用することを絶対として申し上げているのではなく、新たな多角的な面から、せっかく運用を始めたものでありますから、試験的なものも含めてやってみてはいかがですかと問うてございます。いかがですか。

○議長（篠原義彦） 小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄） 担当としましては、スマートメーターが一番いいのかなと考えておきまして、今もデジ田とかいう、そういう補助事業もありますので、そういうのを利用して、少しずつでありますけれども、導入していきたいなと考えているところです。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、1問目終わりました2問目。

合同納骨塚整備に向けた体制構築を。

令和4年9月までに合同納骨塚に関するアンケートを実施したところ、回答者のうち約4割の方に利用希望があり一定の利用が見込まれることは明白であるため、早期に建設に向けた具体的計画の策定や調査、さらなるアンケートや議論の場を設ける必要があるが、事実と所信を質す。

1、令和4年9月16日までに行なったアンケート結果や近隣市町村の取組や実態を踏まえ、町で新たに調査や研究を行なった事実があれば、その時期と結果、所見を問う。

2、アンケート調査結果、利用しないと回答した方が多い、利用すると回答した方の約8割が利用時期を10年後としていることを理由に、建設の着手は時期尚早と判断し、改めて5年後、こちら令和4年のことですから令和9年度を指してございます、をめぐり再度同様のアンケートを行なうとしているが、割合ではなく、どれだけの利用者数が見込めれば早期建設が必要との認識なのか、所見を問う。

3、合同納骨塚が早期に整備されることが確実であれば、この町で人生の最後を迎えたいと考える方がいるため、合同納骨塚の早期建設は、限定的ではあるものの人口減少を緩やかにするばかりではなく、高齢者が後の心配をせずに健やかな思いを持ち日々を送ることに資するが見解を問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の合同納骨塚整備に向けた体制構築をの御質問に答弁をさせていただきます。

合同納骨塚の整備につきましては、令和4年8月から9月にかけて、合同納骨塚、合葬墓に関するアンケートを行ない、合同納骨塚が整備された場合には利用したいと回答された方が4割程度ありましたが、10年以上先での利用との回答がその約8割を占めておりましたので、建設着手は時期尚早であると判断し、改めて5年後をめぐり再度アンケート調査等を実施していくと結論づけておりました。令和4年の第4回定例議会における阿保議員からの一般質問におきましても、人口形態や家族構成の変化などを勘案し、定期的なアンケート調査により住民ニーズを把握しながら判断していく旨の答弁をさせていただいております。

これまでも各議員からの一般質問等において、合同納骨塚の整備について何回も質問があったところであり、それらを踏まえて、令和4年8月にアンケート調査をしたものでございます。

御質問の1つ目であります、新たな調査研究の実施実態についてであります、アンケート実施後の取組につきましては、管内市町村の整備状況や整備に向けた議論の状況等の情報収集、本町における改葬許可申請の内容などから、担当において現状把握と今後の方向性を検討している状況でありまして、改めて議論の場は設けておりま

せん。

次に2つ目の質問であります、早期建設の判断基準につきましては、アンケート結果から、整備された場合にはすぐに利用したい方がおられることも理解しておりますが、利用見込人数のみにとらわれず、施設整備には関係団体との十分な検討、調整が必要と捉えております。

3つ目の質問であります、早期建設による人口対策や高齢者の心情への影響等についてであります、アンケートで利用したいと回答された方の理由には、子や孫に迷惑をかけたくない、お墓やお骨を引き継ぐ者がいないなど、今後のことを心配されている意見が多くを占めており、これらの不安を解消することができれば、安心した生活を送ることができる町として住み続けていただくことも可能となり得るものと考えられます。合同納骨塚は、その性質上、他の方のお骨と混ざってしまうために後の返還ができなくなることや、公営のため宗教的儀式が行なわれなくなることなど、ある程度の制約はありますが、これらのことを承知いただければ、今後の不安解消に資することはあり得るものと考えているところであります。

人口形態や家族構成、宗教観など、時代は刻一刻と変化しており、ニーズの把握は必要不可欠であるため、今後も情報収集に努めるとともに、宗教法人等の意向確認などを行ないながら、慎重に検討を進める必要があると考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いするものであります。

いずれにいたしましても、本町がついの住みかとして選ばれ、安心して人生の終末期を迎えられるようなまちづくりを進めてまいることを申し添えまして、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。

1番項でございますが、私お伺いしているのは、まず、いつ頃調査や研究等を行なって、そしてどのような結果があったのかという点もお伺いしてございます。御答弁からは、管内の整備状況であるとか議論の情報収集を行なっているということでございますが、その情報収集等を具体的にいつ行なって、どのような結果、所見をお持ちなのか、具体にお伺いをいたします。

2番項でございますが、そもそも過去の議場でのやりとりの中で、これら答弁の中からございましたけれども、アンケートの中で8割以上の方が10年以上後に利用したいということでしたが、このアンケートのその設問でございましたけれども、合同納骨塚を利用すると回答した方にお尋ねいたしますと。利用する場合、いつ頃までに利用したいとお考えですか。選択肢が1から4までありまして、3年以内、2番が5年以内、3番が10年以内、4番が10年以上。ここで、ただし書きとして、未定の場合は10年以上を選択してくださいとあります。3年以内が7名、5年以内が9名、10年以内が13名、10年以上が97名となっております。これ回答数126

名中でございます。この10年以内と考えられている方、比較のお若い方等なのかなと察するところがございますが、なぜこの10年を境に大幅に増えているのかというところは、未定の場合もこの10年以上に含めているからではないのでしょうか。このように読み取るのが自然ではないのかなと考えてございますが、この見解を伺います。

また、このアンケートの設問でございますが、誰がどのようなものを参考として設問等を作成されたのかについても伺います。

こちら、この合同納骨塚等の整備については、こうした高齢者の方の後々の不安解消にも資するということで、そこについては共通認識が持てているのかなというところがございます。この令和4年の12月に議会において明らかにされてから、はや1年9か月程度が経過しているわけでございますが、これまでにその宗教団体等の調整等を行なわなかった理由というのが、もし具体的にあればお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

まず、1点目、いつ頃どのような結果が出たということですが、いつ頃というのは、都度、管内の他町村との情報交換をしております、例えば供用開始がどこかでされるとなったときには、そちらから情報を伺ったりですとか、検討をしている町が各町村に調査をかけたときの結果をいただいたりですとか、ということで、調査研究ということで行なっております。

一応、現状、管内の状況ですけれども、現在実施済みが十勝で4か所。今後供用が予定されているところが1か所。それ以外ですけれども、例えば町長の意向で、こういった宗教関係の部分、伝統的に法要、供養されるものに関してはそれぞれの個人でやっていただきたいと、町がそこに関わらないという判断をされている方もいらっしゃいますし、町内にある寺社で、そういった無縁仏等を受け入れる寺社があるので、公設はしないですとか、公設することによって民業の圧迫につながる、檀家が減ってしまうという点で計画をしていないという町村もありまして、そちらが5町村。それ以外に、宗教法人と調整したのですけれども、頓挫してしまったということで中止したところが2町村。あとは、町民からの要望がないので検討していないというところで4町村。あと2町村ですけれども、ちょっと担当者との連絡がつかなくて情報を取れていないところもありますけれども、そういった状況を踏まえまして、当町としましては、令和4年のアンケートの結果を見て、さらに、こういった管内の状況を見て、一応議会のほうでも答弁しましたけれども、5年後程度にまたアンケートをしてやるのいいのではないかという結論を持っておりました。

2つ目の質問です。設問に関してですけれども、確かに、未定の場合は10年以上に入れるという部分では確かに8割になってしまうという部分もありまして、こちらの設問の作成の意図なのですけれども、こちらで考えて作った部分もあるかもしれな

いのですけれども、当時、芽室町のほうでも同じようなアンケートをしていましたので、芽室町のアンケートを参考にさせていただいたという部分もございます。

これまでの関係団体、宗教法人との調整ですけれども、アンケートを取った直後では行なっておりません。理由としましては、特にやらない理由というのはないのですけれども、5年後のアンケートに向けて、5年間で聞き取りですとか、各町村の情報を収集するということで考えていましたので、早急に行なう必要性は考えておりませんでした。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） こうしたニーズがあるということの把握、過去ですけれども、墓じまいの数、たしか平成28年とか9年ぐらいから令和の初期にかけて、墓じまいの数が増えているというところからニーズが高まっているというような認識は持っているながら、5年間というような期間を設けて、私からすると随分悠長だなと捉えているところであります。

また、改めてお伺いをいたしますけれども、さきにお伺いをした、10年以内が13名、126名の回答者、10年以上が97名となっている、芽室町のアンケートを参考とされたとなっておりますけれども、私はさきに申し上げたとおり、この未定の場合は10年以上を選択してください。これは、お墓を持っている方が墓じまいをして、改めて改葬するということであれば、そうした想定をするのかもしれませんが、そうしたものを有していない方、これから、例えばお一人の方であれば、自分の行く先、御夫婦だけの方であれば、どちらかということになりますけれども、死期といえますか、そういったものを当然想定できるわけないので、利用はしたいけれどもつか分からないというものに回答するのが当然、つまりは、この10年以内というものと10年以上というもので、こんな13名と97名の大きな開きがあるわけですから、相当数の方が未定だということで回答していると考えるのが当然ではないのかなと私は捉えているのですけれども、そちらについてはいかがなのか。芽室町を参考にしたのは分かりました。でも、それがまた適当、適切な質問だったとお考えなのか、改めてお伺いをいたします。

宗教団体等の協議についても、過去の議場での答弁も、そうしたことで頓挫した自治体がありましたというような御答弁があったので、十分な認識を持たれていると。かつ、このアンケートにおいても、そうしたことについて懸念を示しているアンケートの回答者がいたわけですから、やれることはやっぱり早いうちにやっておいて、そうした情報収集等を速やかに進めた上で5年後のアンケートというなら分かるのですけれども、繰り返しますけれども、5年後に向けて、自治体に都度行なっているということでしたが、担当者と連絡がつかないから把握できていないのが2自治体でしたかね。1年9か月あって、担当者と連絡つかない自治体ってどういう自治体なのかという疑問しかありません。まさか、よもやとは思いますが、こうした質問通

告があったから、慌てて連絡何かしてないですよ。伺います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

墓じまいの関係ですけれども、確かに近年、改葬許可申請が多いです。墓じまいをするということで。そちらの行き先を見ますと、やはり、多いところはお寺の納骨堂を使うという方が多いのですけれども、それ以外にも確かに他町村の合葬墓を使われる方も多いです。

改葬の申請の方が、町内に限らず町外の方々、お墓はこちらにあるけれども町外に住まれているという方に関しましては、やはり自分の住まわれているところのお寺なり合葬墓なりを使う方が多いのかなというところの見解は持っておりますけれども、本別町内の方々と、確かにお墓を持たれていない方いらっしゃると思います。そういった方々が、どこに自分の骨が入るのかということは確かに心配だと思います。

私どもとしまして、そういった方々を拾うといいますか、宗教法人のほうで補い切れない部分は確かに補完しなければならないのかなというところは思っていますので、こちらのほうの合葬墓に関しては計画をしていこうということで調査をしておりますけれども、一応、芽室町を参考にしたアンケートで10年以上が多くなってしまったという部分に関しましては、特段深い考えを持ってはおりませんでした。確かに、今、議員からおっしゃられたとおり、そう考えますことも確かかなと思います。

私ども、今後のアンケートの内容に関しまして、果たしてこれでいいのかというところは見直しはします。さらに、回答いただいた方々が、この合葬墓に関しての知識はどれくらいあるのか。合葬墓に関しての細かい説明ないですから、お骨が混ざってしまうとか、宗教行事ができなくなるとか、そういった部分のデメリット部分をどれくらい皆さんに理解いただけるのか、その上でどういった回答をされるのかというところで、アンケートのほうは見直しは必要なかなと考えております。

先ほど、管内の状況ですけれども、いろいろ聞いて収集はしますけれども、今ある全町といいますかね、新しいものでいえば、陸別が直近で、今年の4月ですか、供用開始していますけれども、陸別のほうでまとめたものが最新版でありましたので、そこからさらに変わっていないかというところでの電話連絡はしております。

その状況で、先ほど説明させていただいたところでありまして、2年前から全町村に私どもで調査をかけたという実績がなかったものですから、ちょっとほかの町村のものを使いながらということで調査させていただいております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） さきにも申し述べたとおり、平成28年、9年頃から令和元年、2年、3年ぐらいになって墓じまいの数が急増したというところから、昨今の社会情勢の変化というものを町としても読み取っているはずでございます。そこから、既に令和4年の12月の時点から約2年が経過しているわけでございますから、前回もそ

うであったのですから、今後においても、5年という中期的なスパンではなく、やはりその間隔を狭めて、また、そのアンケートの設問についてもしっかりと内容を精査した上で、改めてニーズの確認、需要があるのかという町民の需要を確認していく必要があると考えておりますが、見解を伺います。

また、この管内の自治体の情報収集をされているのであれば、設立当初については利用者数が少なかったけれども、追って利用者数が、認知度が高まったせいなのか分かりませんが、増えていっているというような実態もございます。

このアンケートは300人を対象に行なって、約42%の方が回答しているわけですが、その中ででも126名が使いたいと答えているわけですから、一定数以上の需要があるのはもう間違いのないことでございますので、今年、来年にすぐ建設しろとまでは申しません。早いに越したことはないし、それを求めますけれども、やはりそうしたところ、アンテナを高く持って情報収集をした上で、早期設立に向けて鋭意取り組んでいく必要があると考えてございます。

また、他自治体で一つの障壁となった宗教団体等の見解というのも、これも、まずはそうした方々にも御意見を伺っていくというのも必要なことですので、できるうちにできることから早期に取り進めていく必要があると考えてございますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） お答えいたします。

確かに5年スパンということで、今回はそのように回答させていただきまして、他の町村のアンケート状況とかも見ますと、スパンが確かに5年だったり、機運が高まってきたところでは短くしたりというところもございました。

こちらとしましても、5年後に目がけて情報収集なり意見調整なりとかは必要だとは考えておりますので、今後も、引き続き宗教法人の聞き取りですとか他町村の状況ですとかは逐一細かく情報収集しまして、検討はしていかなければならないと思っていますし、一応今後ですけれども、供用開始した町村がもう既に4つありますので、そちらのほう視察等伺って、どういう状況なのか、実際に担当者からの意見を聴取するというのも大事なのかなと思っていますので、検討は続けてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（篠原義彦） ここで暫時休憩をいたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

梅村議員。

○5番（梅村智秀） 3問目に移ります。

公営住宅にエアコンや網戸の設置を。

町公営住宅の基本設計には、エアコンはおろか網戸も設置されていない物件が大半である。近年の猛暑を鑑みるに今や必需品とも言えるもので、町で設置または入居者が自費設置しやすい体制を構築する必要があるが、事実と所信を質す。

1、町公営住宅における網戸の設置実態は、当初からの基本設計に含まれ設置されている、前入居者が残置して退居したため設置されている、入居者が自費にて設置している場合があるが、全戸数のうち網戸が設置されている戸数及び設置率、その実態を踏まえ、昨今の一般住宅事情との乖離や入居者の居住快適性等への所見を問う。

2、入居者によるエアコンの自費設置に際し、壁にダクトを貫通させての設置を禁止しているが、その理由と根拠について、また、エアコン設置のため電源工事を行なった場合、原状復帰義務は課せられるのか問う。

3、年金を主たる収入とする単身高齢者等も多く居住する公営住宅において、入居者が自費でエアコンや複数の網戸の設置をするなど、一度にまとまった支出をすることが困難な方が少なくないため、町で設置することが望まれる。財源確保やその他課題が生じるのであれば、町で斡旋する事業者によりリース等を行なう制度を設けるなど、体制構築が必要であるが所見を問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の公営住宅にエアコンや網戸の設置をについて答弁をさせていただきます。

1点目の公営住宅における網戸の設置実態についてでございますが、当初から町で網戸を設置している公営住宅は、現在全戸数402戸のうち156戸で、設置率は約39%となっております。

また、町で設置していない住宅につきましては246戸で、そのうち入居している住宅179戸に対し、網戸が設置されている住宅は173戸で、設置率は約97%となっている状況でございます。

また、昨今の一般住宅事情との乖離や入居者の居住快適性等への所見についてでございますが、通常は公営住宅と同様に、網戸は設置されているものと思いますし、居住の快適性のため、換気などで窓を開ける際には必要であるものと考えているところでございます。

2点目の居住者によるエアコンの自費設置に際し、壁にダクトを貫通させての設置を禁止している理由と根拠についてでございますが、住宅にエアコンを設置する場合は、室内機と室外機を配管でつなぐ必要があり、現状の全ての公営住宅で、この配管用の穴がないことから、既存の換気口などの穴を利用するか、または新たに穴を空ける必要があります。

そのため、壁に穴を空ける場合には、町の条例で、公営住宅を模様替えしてはならない、ただし、原状回復または撤去が容易である場合において、承認を得たときは、この限りではないと定めていることから、模様替えの申請をしていただき、建物の構造

に支障を与えるおそれがないと判断した場合には承認をさせていただいているところ
であります。

なお、基本的には既存の換気口などを利用し配管していただくようお願いしている
ところであり、壁に穴を空けて配管することは、建物の構造に損傷を与えることもあ
るため、原則はお断りさせている状況であります。

また、エアコン設置のための電源工事についての原状復帰義務についてでございま
すが、建物の破損等には当たらないので、原状復帰の必要はないものと判断している
ところであります。

3点目のエアコンや網戸を町で設置してはについてでございますが、網戸についま
しては、住宅の付属物として、平成15年度以降に建設している公営住宅については、
町で設置すべきものとしていることから、建設当初から町が設置をしており、今後も
公営住宅を建設する際には、引き続き設置をしてまいりたいと考えております。

また、エアコン設置につきましては、近年の夏の暑さ対策として、必要性は十分理
解しているところでございますが、公営住宅は民間の賃貸住宅と異なり、安価な家賃
設定となっていることもあり、エアコンの設置は難しいと考えております。

また、御提案いただいた、リース等を行なう制度を設ける体制構築等につきまして
は、公営住宅の入居者に限らず、町全体の問題として捉えるべきものと認識しており
ます。

以上、申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、改めてお伺いをいたします。

1番にお伺いをいたしました、網戸の部分でございますが、平成15年以前のもの
であれば、約4割未満に基本設計として設置されているが、多分、その後の残置物等
で、おおむね100%に近いぐらい、97%の設置がされているというところであり
ます。

これ、もう残り3%程度の設置で全戸に付くということであれば、これらを、公平
性の観点からも、入居する部屋によってはついていない、部屋によっては一部ついてい
ないということであれば、ここはやはり町の負担で設置をしていく必要があるのでは
ないかと考えておりますが、改めてお伺いをいたします。

網戸については、もう贅沢品なんていう考え方を持っている方は、ほぼほぼいらっ
しゃらないのではないのかなと考えるところから、こちらは町で責任を持って設置を
していくことが望ましい、そうした必要があると考えておりますが、所見を伺います。

2点目でございます。

改めてお伺いをいたしますが、こちら、いわゆる壁に穴を空ける、そのダクトを貫
通させることは、しっかりとした申請等があれば、場合によっては認めているという
ことでよろしいのか、こちら改めてお伺いをいたします。

仮に、今私が申したとおり、必要に応じて認めているよ、そうした判断をしているよということであれば、公営住宅入居者のしおり 9 ページに記載がございますが、壁にダクトを貫通させての設置はお断りしていますという記載がございますが、大抵の方は、入居者の方は、条例等を読み解くのではなく、こうしたしおり等に目を通して判断をしていくと考えられるところから、仮にそうだとということで、場合によっては判断して認めているということであれば、実態と案内というものに乖離がありますが、見解を伺います。

また、電源工事等については、いわゆる原状復帰の義務は課していないということではありますが、仮にエアコンのダクト、壁に穴を開けますよと、これもやたらめったら構造体を考えず空けるということであれば、それは問題かと思いますが、当然のことながら、エアコンの設置をする場所に関しても、室内のそうした空気の流れ等も当然考慮するわけですし、室外機の設置も、位置も考えるわけですから、どこでもここでもということにはならないだろうと。当然、そうしたものについては申請も事前にされるわけですから、町において適切な判断の下、ここに穴を開けることは差し支えないよというものについては認め、かつ、退去をするときには、その穴に、例えば断熱材等を入れて蓋をするというようなことをすれば十分原状復帰に該当するとも考えておりますので、エアコンの自費設置を促すという意味でも、こちらについてはきちんとしおり等の記載を改めるなり、条例や規則等の運用を柔軟にするということから、どんどん認めていく、そうした積極的なエアコンの設置につながるような案内につなげていく必要があると考えております。

こうした、穴を開けるのを認めませんよという案内があったり、出るときには原状復帰してもらいますよと言われると、エアコンを設置すること自体に費用がかかるのに、出た後のことを考えると、どう考えても一般の方は設置することを躊躇するということにもなり、昨今のこうした環境、天候、気温等によると、やはりそうしたエアコンの設置がないがために健康を害するような可能性、安全性というものにも支障を来す可能性がありますので、これらについては早急に取り組んでいく必要があると考えておりますが、見解を伺います。

また、いわゆるエアコン等のリース等の制度の構築でございます。

町長より、これは公営住宅のみならず町全体としてもということでございます。それであるならば、町においてもいわゆるリフォーム補助金等もございますけれども、こうしたエアコンの導入、これについても、脱炭素等にも資するような省エネ型のものであるとか、そういったものにもありますので、町民全体が使えるようなそうした制度を構築していくということであれば、それは早急に取り組んでいく必要もあると。もはやエアコンは贅沢品ではないよという認識を私は有しております。

また、公営住宅に限定してお話をさせていただくと、例えばオール電化の公営住宅何かにおいては、暖房や給湯器具、調理台等、全てレンタル機器ですよということも

あるものですから、こうした公営住宅にこういう機器を設置して欲しい、エアコンを含め設置して欲しいというものについて、リースの制度等を導入することについては何ら支障もないわけでありますから、こちらについては積極的かつ速やかに、直ちに取り組んでいく必要があると考えてございますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） お答えいたします。

ただいま御質問いただきました1点目でございますが、網戸の件で、設置、残り3%程度という部分で、ほとんどのところが付いているのではないかという中で、その3%の部分についても、付けてはというようなお話しいただいたと思います。

ここの部分については、今付いているところについては、網戸につきましては、先ほど議員もおっしゃられている部分もございますが、当初付けている方もおられれば、入れ替わりで置いていった方、利用しながら付けて利用されている方もございます。その中で、付けていない方が、もし、先ほどお話ありましたように、いるという中で、その住宅、場所によっては網戸の大きさ、サイズ等も違うかもしれませんが、もし、網戸の物自体が、もし余っていると言ったら変ですけれども、ほかの使っていない部分であるので、利用できるのであれば、そういうことも考えてはよろしいのかなと私は思っております。そういう部分で、その3%の未設置という部分については、補えるのであれば、そういう形で進めていきたいと思っております。

それと、2点目、先ほど入居者のしおりという部分も作成してございますが、その中の部分で、エアコンの設置に関しまして、これは、うちのしおりのほうの9ページに書かれているのですが、エアコンを付けたいとき、壁にダクトを貫通させての設置はお断りしていますと書いているがと、その部分についてのお話でございますが、しおりの中ではこのようなことで最初にはっきりと記入させていただいておりますが、基本的には、ダクトだとか通気口を利用していただければ、より安価な設置費用ということもあるので、できるのであればそのような形で利用者、住民の方、付ける方にはお願いしたいというところが本音のところでございます。

ただ、付ける場所によってはそういうことも無理なので、場所によっては専門業者によって、付ける場所を探した中で、穴を空けてというところもやっているかと思えます。ここの書き方では、先ほど言ったようにそうは書いてあるのですが、実際に、今年度におきましては、エアコンの設置したいのだという問合せもございます。今まで、過去にもございます。その際には、一応、申請等のやつはいただいているのですが、その際には、大体、模様替えの申請という中で、そういうふうに壁に穴を空けてということも含めて、模様替えをしたい場合については、当然構造等も見ただ中で、うちのほうで調べまして、問題なければ、どうぞ、その辺は空けて付けてくださいということで、今年度につきましては7件ほど、そういうエアコンの取付依頼というのでしょうか、お話がございましたので、その部分については、慎重に中身を見まして、全て許

可をしているというか、申請に対して、付けていただくような形で進めているところでございます。

そのしおりの中で、この書き方の部分についても、壁にダクトを貫通させての設置はお断りしていますと、今、完全にはっきり書いているものですが、この部分については、入居者の方に対しまして、文書で訂正も含めて、きちんと直すところは直して、新しい形で進めて、記入してお届けしたいと思ってございます。

ちょっと重複いたしますけれども、穴空け等については、今後の取扱いという部分では、申請があった場合には柔軟な対応ということで、今お話ししたような形で継続して進めていきたいと思ってございます。

エアコンのリース、考え方含めてということでございます。

先ほど町長からもお話しいただいている、リース等の制度と体制の部分でございますが、先ほど少し触れていただきましたが、今現在リースという部分については、エアコンしてございません。十勝管内においても、リース事業という部分、その事業者含めてということは、まだうちの町ではやってございませんが、管内でもそういうことをやっているところは少ないのかなと思っております。

ほかの町村では、1町村でしたか、そういう部分のエアコンに対してのという部分、リースも含めてというのは出ていたかちょっとあれなのですけれども、取組があったかなと思いますけれども、そういう部分が、今後、エアコン、今となれば贅沢品ではないというのは私たちも当然理解しているところでございますので、そういうことができるのかどうかということも含めて検討していきたいと思ってございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、3問目終わりました4問目に移ります。

ベンチを設置し高齢者が歩きやすい町へ。

高齢化が進む本町では、自動車運転免許の返納などにより、徒歩にて買い物や所用を足し、また、健康維持のためにウォーキングを行なう高齢者も多く、公共交通の充実はもとより、歩きやすいまちづくりも重要であるが、事実と所信を質す。

1、町内に一定数のベンチの設置があり、適宜休憩が取れる環境が整っていれば、買い物や通院、公共施設や公園まで高齢者でも徒歩で外出がしやすいと考える方がおります。利便性の高いデマンド公共交通が確立していない本町で暮らす高齢者にとって必要な環境整備であり、また、途中で休めるとの安堵感からウォーキングなど運動のための外出を促すことにもなり、高齢者の健康維持、予防医療にもつながるため、アンケート等により適宜ベンチ等の設置をすることが求められますが、所見を問う。

2、ベンチの設置に際し、町内事業者名や広告等を掲載することを条件に寄付等を募る、または、町が主体となってガバメントクラウドファンディングなどを行なうな

ど、町内でも横断的な取組とし財源確保を行なうと、支える側との一体感も生じ、より効果的であるが、所見を問う。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員より質問のありました、ベンチを設置し高齢者が歩きやすい町へについて答弁をさせていただきます。

現在、本別町内に設置されておりますベンチは、市街地国道の商店街や銀河通り商店街に主に設置されているほか、都市公園や築堤を含む河川用地、バス停留所などにも設置されているところでありますが、これまで町といたしましても事業者と協力体制を取るなどして整備、設置を進めてきており、全ての人のニーズに対応するまではいかないまでも、既に一定数の設置はできているものと捉えております。

2点目のガバメントクラウドファンディング等を行なう考えについてであります、現在のところ大規模にベンチ設置を事業として取り組む予定はありませんが、今後、ベンチの更新などが必要な折には、庁内の横断的な取組の中で、その手法等につきましても検討、協議を行なってまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） それでは、改めてお伺いをいたします。

当然のことながら、町内に一定数のベンチの設置があるということについては、私も認識をしております。しかるに、現況、これじゃ足りないよという声があるということでございます。

それらのお声に答えていく、私のこれ認識ですけれども、今、町長いろいろなこと、新しいことも取り組んでおられることですし、町長なら僕はできると思っていますよ。これが難しいことではない。例えば、それが何十基も、百基も設置してくださいということではなくて、例えば、様々な声を集めて、市街地や中心部、バス停とかだけではなく、そこに向かうまでの途中にも欲しいよ。買い物、行きはいいけれども、帰り、買い物した後、荷物を持っているときは休みたいよとか、そうしたお声があるわけあります。

さきにも述べましたけれども、公共交通、これがデマンド交通、戸口から戸口へみたいなものが確立されていないわけですから、そうした意味では、そうした徒歩を選択する方々が歩きやすいようなために、そう大きな費用も要さないことから、ベンチの設置について一定数、また新たに行なっていく必要があると考えておりますが、改めて見解を伺います。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の再質問に答弁させていただきます。

御質問にもありますとおり、ベンチ設置することで外出しやすい環境といったものも創出できるのかなとも思いますし、健康増進にもつながるとは考えております。

ただ、ベンチ設置に関しましては、転倒などの事故が起きないような場所の設定ですとか、その対策、ベンチの片側に座ってしまうとベンチがひっくり返るですとか、そういったもののベンチは置けないというようなものもありますし、周辺を含めました環境維持の作業、また、歩道に設置する場合につきましては、通行の妨げですとか除雪の妨げ、特に、夜間においては自転車などがぶつからないような場所の選定といったところも課題があると考えております。

実際に、ここに欲しいというようなお話があって、現場のほうも確認いたしましたけれども、なかなかちょっと難しいなといったところもございまして、そういった部分につきましては、町民の方々の協力をいただいたりしながら設置をしていくのが望ましいのかなと考えているところであります。

今後、そういう御意見がありましたら、また、そういった設置について検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 梅村議員。

○5番（梅村智秀） 既にそうした声があるわけですから、今、るるできない理由を述べられましたけれども、じゃあ、どうやったらできるのかということを考えていただきたい。

例えば、その転倒しないように固定すればいいですし、歩道上が難しいのであれば、例えば商店であるとか、事業者であるとか、そういった方に協力を仰ぐとか、できることたくさんあるはずです。いかがですか。

○議長（篠原義彦） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） やはり、そういったところでは地域の方々のお声、また、自治会の皆さんの協力ですとか、そういったものも必要かと思いますので、そういった、広く皆さんと協議するというような形が望ましいかなと考えております。以上です。

○5番（梅村智秀） 終わります。

○議長（篠原義彦） 次、7番藤田直美議員。

○7番（藤田直美） 議長のお許しをいただきましたので、通告しておりました1問、ハラスメント根絶に向けてを質問させていただきます。

質問要旨。

職場におけるハラスメント対策については、第198回通常国会において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部改正する法律が成立し、以後、労働者の相談に応じ適切に対応するための体制整備等、必要な措置を講じることが事業者には義務づけられることとなり、全ての事業主を含む中小企業がセクハラ・パワハラ防止措置義務の対象となり、総合的ハラスメント防止への取組が必要です。

要旨の明細。

1、職場は人間関係の悪化によりモチベーションも低下し、業務能率の低下につな

がることもあり、ハラスメント対策が十分でなければ、深刻なリスクを恐れて萎縮してしまい、間違いを見つけても黙認してしまうということも考えられます。今後、事務処理ミスをなくすため、組織風土づくりの一環としてもハラスメント対策に取り組むべきだと思います。職員の相談窓口の設置並びに方針の明確と周知啓発が必要だと思いますが、考えを伺います。

2、顧客からの職場への不当な要求やクレーム等によるカスタマーハラスメントも社会問題となっております。自覚なくカスハラしているかもというタイトルの独自ポスターを作り、カスハラ対策を啓発している自治体があります。ポスターには、暴言、時間の拘束、過度な要求、SNSへの投稿についてのカスハラを無自覚に行なっている顧客の様子を漫画で示したもので、子どもにも分かりやすいものです。本町もカスハラに限らず、ハラスメント全般について啓発する独自ポスターやリーフレットを作り、啓発活動に取り組むべきと思いますが、考えを伺います。

3、職場だけではなく、多くの高齢者は何がハラスメントに当たるのか分からないと聞きます。世代のギャップにより話しにくくなっていることが伺えております。世代間の円滑なコミュニケーションを保障する、積極的な取組の一環として、ハラスメントに当たる例だけでなく、当たらない例も紹介するなど良好なコミュニケーションを推進する取組も重要だと考えます。ハラスメントの学習を自治会など町民向け講座に盛り込んでいくべきと思いますが、考えを伺います。

4、性自認、性的指向に関するハラスメント、ジェンハラと通称、ジェンダーハラスメントというような呼び方もしておりますが、性の平等や多様性を認め合う社会の実現には、成長期におけるハラスメントに関する知識を身につけることが重要だと思います。このことは、いじめや不登校をなくす取組にもなると考えますが、学校現場での啓発について考えを伺います。

質問の相手、町長、教育長。

○議長（篠原義彦） 佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 藤田議員のハラスメント根絶に向けての御質問に答弁をさせていただきます。

ハラスメントにつきましては、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、職場において発生した場合、職員の能力の発揮を阻害し、業務能力の低下や職場環境の悪化を招くとともに、貴重な人材の損失につながりかねず、また、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題と捉えております。

1点目の職場のハラスメント対策についてであります。毎年、開催しておりますコンプライアンス研修会におきまして、定期的にハラスメントについての内容を盛り込んでいただき、職員に対して啓発するとともに、研修会におきまして、本町が制定しております、本別町職員の公務員倫理に関する条例についての解説もお願いをし、公益通報制度が定められていることや公益通報者が保護されること、条例施行規則で

定める公益通報窓口についても研修を通じて周知しているところでもあります。

また、役場事業所として、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントに対し、ハラスメントになり得る言動の例えや職員が認識すべき事項、管理監督者としての認識すべき事項、苦情相談に対応する留意すべき事項などを定めた、職場におけるハラスメントの指針をそれぞれ定めており、これら指針を職員に周知するなどの取組を行なっているところではありますが、今後もこれらを活用しながら、職場においてハラスメントが発生しないよう、定期的な啓発に努めてまいりたいと考えております。

2点目のカスタマーハラスメントについてであります。顧客から著しい迷惑行為につきましては、業務の範囲や程度を明らかに超える要求をするものは、職員の疲弊や仕事のストレスの要因になり、就業環境を害されることから、カスタマーハラスメントに対する対策は必要と考えているところでもあります。現状におきまして、独自のポスターやリーフレットの作成は考えておりませんが、国等が作成する当該行為の防止を呼びかけるポスターを窓口に掲示するなど、各職場等の状況に応じて、抑止に向けた啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の町民向けの啓発についてであります。ハラスメント対策につきましては、役場を含め各事業所においても取り組まれていることとは思いますが、事業所だけでなくコミュニケーションが図られる全ての場においてハラスメントがなくなるためには、ハラスメントに対する知識向上も意味あるものだと思います。これらの取組につきましては、国において厚生労働省や法務省などが地域にも相談窓口を設置し啓発を行なっているものと捉えておりますが、町におきましても、こういった啓発が有効なのかなどを鑑みながら、必要に応じて各関係機関と協力してまいりたいと考えております。

4点目につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 高橋教育長、御登壇ください。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 藤田議員御質問の4点目、学校現場での啓発について、私のほうから答弁させていただきます。

小学校においては、学習指導要領に基づき体育科で体の発育や発達、LGBT等を学び、性の多様性を知り、誰でもが過ごしやすい学校にする学習をしており、中学校においては、社会化、公民の人権と共生社会の中で、性の多様性や男女の平等等、ハラスメント等も学び、様々な人権問題と差別撤廃への取組について理解し、自ら進んで社会に関わろうとする態度を身につけるための学習を行なっているところでもあります。また、保健室に性に関するポスターを掲示し、啓発を行なっているところであり、議員のおっしゃるとおり性の平等や多様性を認め合う社会の実現には成長期におけるハラスメントに関する知識を身につけることは重要だと考えております。

ハラスメントは重大な人権侵害であり、教育は人権尊重の上に成り立つものであり

ます。児童生徒が安心して学び、健全で明るく、そして全ての人権が尊重される教育環境づくりを推進するため、性の平等や多様性、ハラスメントに関する学習、啓発を引き続き行ない、いじめの防止や不登校対策の一つとして取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） 再質問させていただきます。

まず、1番目のところでしょうか。

本町においても、ハラスメントに関する指針を持ち、もちろん義務づけられていることですから当然あると思いますが、ハラスメントに関する指針については、毎年行なっているコンプライアンス研修の中でハラスメントも含め行なって、周知啓発しているということでありました。

これも当然であると思いますが、ハラスメントに関する指針について、職員が十分に周知しているのかどうか、十分と考えているのかどうかについて伺いたいと思います。

これまで、事案が起きてからの実態把握のアンケートを行なった経緯とかがありますが、実態把握についてのアンケートという部分では、定期的なアンケートが必要ではないかと思いますが、見解について伺いたいと思います。

また、相談窓口の設置に関して、これもハラスメントの指針に沿って設置をしているということがありますが、相談があった場合の迅速な対応が重要とされております。厚生労働省によるパワーハラスメント防止のための指針、相談者及び行為者の双方から事実関係を確認すること。その際、相談者の心身の状況や当該言動が行なわれた際の受け止めなど、その認識にも適切に配慮することと、職場におけるパワーハラスメントに関わる事後の迅速かつ適切な対応が示されております。

相談窓口ですから、事後の対応に対する部分ですが、相談者の実態確認、行為者への事情聴取の過程において、内容が公になって現場にいづらくなることがないように、プライバシーに関わることは細心の注意を払うなど、十分に配慮し、行なうことが必要です。

議会や議員としても、個人の尊厳や社会的影響を考えた場合を注意しなければならないと思いますが、防止の取組に加え、セクハラ、パワハラ相談対応マニュアルなど作り、適切な対応するための整備が整っているのか、その点の見解など、現状を伺いたいと思います。

また、2つ目に答弁していただきました関係ですが、近年社会問題となっているカスタマーハラスメントに関してですが、なかなかサービス業をしていると、対顧客に対してハラスメントだと声を上げられない現状もあります。それは、介護、医療現場であっても、障がい者の関係であっても、なかなか表に出てこない事案があるという

ことが分かってきております。

これも厚生労働省のアンケート調査によるものですが、声を荒げる、回答が出ているのに同じ事案を何度も執拗に繰り返すなど、役場におけるカスタマーハラスメントの実態があるのか、把握しているのであれば伺いたいと思います。

これは、社会全体で考えなければならない問題であるため、未然に防ぐための啓発がもちろん必要だと思いますし、国で出しているカスタマーハラスメントのポスター、啓発等もございますが、本町独自、本町が率先して根絶をするという意志を示すためには、やはり、その対応マニュアルというのがあるのが理想的ではないかと思います。

そのカスタマーハラスメントの対応マニュアルについてはどのようなになっているのか、それぞれ様々な現場があると思いますが、それぞれの現場、もちろん介護、医療、いろいろな現場があると思いますが、それぞれの指針があるのかどうか、対応がきちんと整っているのかどうか、その点について伺いたいと思います。

3つ目のところですが、労働環境におけるハラスメント防止対策、または対応は、職場や労働基準監督署、各都道府県労働局の総合労働相談コーナーなどがありますが、社会一般の方のハラスメントに対する防止、対策、認識という部分ではまだ低いと感じております。また、その認識の低さからカスハラのような事例が出てくるのではないかと懸念しているところです。

ハラスメントの種類には、パワハラ、セクハラ、マタハラ、カスハラ、モラハラ等多数あり、先ほど言ったジェンダーハラスメントのようなものもございますし、モラハラに関しても、先ほど町長のほうからも言うておりました、暴言、個人の人権や尊厳を損なうような発言、行動などを目にするのが近年でも多くあります。このことは、やはり多く町民の方に認識していただくという意味で、社会的に、モラハラに関しては、暴言や無視等、相手の自尊心を傷つけるというような行為や、家庭内でも問題になっていたり、近隣住民間でも起こっていたり、離婚や転居の理由になることがあります。

また、長期にこの問題を看過しておく、と、心理的外傷ストレスPTSDを引き起こし、長期的に悩み苦しむこともあることから、労働環境のみではなく、地域の保健、精神衛生環境づくりの一環として、町全体でハラスメントのない社会の取組として、周知、啓発をする、ここでは町民向け講座と提案いたしました。職員が受けている研修、先ほど言うてました、コンプライアンス、ハラスメントの研修に町民も参加できるようにするなど取り組むべきだと思います。

このコンプライアンス研修は職員のための研修であるので、無理だということであれば、町民が参加できるように、これまでの研修にあるようなアンガーマネジメントやコンプライアンスについて、生涯学習、出前講座で行なうこともいいのではと思いますが、見解を伺います。

また、4項目め、教育現場についてのお答えをいただきました。

道徳教育においても、人権の尊重、体の発育、性の多様性、様々な命の大切など、争うことのない平和な社会になるための教育を行なっているということは、思います。取り組んでいることが、先ほど聞いて分かりました。

ジェンダーについてのことを先ほど提案いたしました、児童、生徒に向けるだけではなく、教育現場といいますと、教職員に向けても、このハラスメントに関しては、今、成り手不足や休職、離職増加も課題となっている教職員や教育現場環境の整備として、多様なハラスメント防止、事後対応のマニュアルづくり、教育現場でのマニュアルづくり、重要な取組と思いますが、考えを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） それでは、私のほうから１点目から３点目までの再質問について答弁をさせていただきます。かなり内容が広範囲になっておりましたので、答弁漏れありましたら、後ほどまた言っていただければと思います。

まず、ハラスメントの指針に関しまして、十分に周知されているのかという御質問でありましたけれども、こちらにつきまして、策定をいたしまして、各課長にメールで流して、各課において周知をお願いしますということでやっておりますが、これが十分な周知なのかというと、きちんとこれをもって研修というものを行なっておりませんので、こちらにつきましては今後も、町長の答弁にもありましたけれども、毎年コンプライアンス研修をやらさせていただいて、外部講師を招いた中でハラスメントの研修等も行なっておりますので、こういったものも活用しながら、十分職員全体に周知されるよう、今後も取組を進めていかなければならないものと考えてございます。

ハラスメントがあった場合の相談窓口、迅速な対応というところにつきましては、これはもう当然でありまして、こういったものがあつたときには、当然、早急に対応しなければならないと私も考えておりますし、相談者への配慮、これが多分一番だと思います。こちらにつきましては、誰からきたのかとか誰にやられたのかというのが、調査している最中に分からないようにするというのが基本的な調査の取組の方法だと考えております。その中において、発見されたものについて、適切に対応していくと考えております。

この苦情相談に対応するマニュアルにつきましても、こちらも指針と併せて作成しておりますので、こちらも十分に留意しながら、もしあつた場合につきましては対応していきますし、こういった相談につきましては、個々それぞれいろいろなケースがあると思いますので、こうでなければならないというのが、なかなか指針としてつくるのが難しいと思いますので、こちら経験値というところも出てくるのかもしれないのですけれども、まず、第一に考えなければならないのは、相談に来た職員に対する配慮というものを、最大限留意しながら取り組んでいかなければならないものと考えているところでございます。

カスタマーハラスメントについてでございますが、本町においてカスハラがあるの

かないのかということで御質問いただいたかと思いますが、カスハラにつきましては、職員の受け止め方によっても随分変わってくるのかなというところもありますので、見ていてカスハラに当たりそうだなというところも見受けられるところがありますし、上手に職員が対応してしまえば、それがカスハラではなくなってしまうというところもありますので、あるのかないのかということであれば、現状においては今ないとしかお答えができないのかなと考えております。

カスハラに関しましては、平成16年に不当要求行為等の防止に関する要綱というのを本町においても定めさせていただきまして、こういったことがあった場合につきましては、こういう対応をしましょうという要綱は定めさせていただいておりますし、本当に、もう対応しきれない部分につきましては、最終的には警察への相談というところになるのかなと思いますけれども、そういった形で取り組んでおります。

また、そうなりそうな場合につきましては、一人で受けるのではなく、周りの職員がフォローをしながら複数人で対応するというところもカスハラの対応としては必要なのかなと考えておりますので、その辺については、各課においても各課長が中心となって、そういったことが起きている場合については、その辺の配慮をしながら職務に当たっていただいていると考えております。

本町独自の対応が必要ではないかということでお話をいただきました。現状において、町長の答弁にもありましたとおり、ポスターとかチラシを今のところ作成する予定はございませんが、議員もおっしゃるとおり、国等で作成されているポスター等もありますので、そういったものを来客いただいた方の見えるところに貼っておくというの、一定程度の抑止にはなるのかなと考えておりますので、当面はそういった形で対応させていただきたいと考えているところでございます。

社会一般の方への対策についてでございますが、こちら、非常に役場としてどう取り組むのかというところは非常に難しいところなのかなと思いながら質問を受けていたところでございますが、基本的にハラスメントに関しましては、受ける側の職員がそこから逃げづらい状況にある場合において発生するものなのかなと捉えております。

地域コミュニケーションの中で、一定程度、好き者同士とかが集まっている中で何かそういったものがあった場合については、そこから離れるですとか、自己対策ができるのかなというところで、そこまでちょっと考えてはいなかったのですが、こちらについての周知啓発につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、こちら厚生労働省ですとか法務省のほうで、帯広でも相談窓口と、これについては基本的にはそういった人権侵害があった場合の相談窓口というのが今のところ主になっているようでございまして、その啓発というところがどこまでというところについては、まだまだそういった窓口は少ないのかなとは感じてはおりますが、帯広においてもそういった相談窓口等も設置されておりますし、本別町においても人権相談員という方が3人いらっしゃいまして、その方々のところにもそういった案件はいつている

のかなと捉えているところでございます。

そういったものを活用しながら、地域において、一般社会生活を送っていく上で、ハラスメントに遭わない、遭わせないというような取組をしていていただくのが一番いいのかなと考えておりますし、先ほど出ました出前講座に関しましては、専門家といったら、やっぱり先ほど言いました厚生労働省とか法務省の職員の方が専門家になるのかなと考えておりますので、そういったところにつきまして、そういった連携ができるのかどうかということについては、今後、関係機関にも聞いてみまして、できるものなのかどうかというのは、今後、検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦） 武田教育次長。

○教育次長（武田敏英） 私のほうから、4点目の関係で、教職員に向けてもという部分について、お答えさせていただきたいと思います。

まず、教職員のハラスメント防止に関してですが、町内の校長先生が集まります校長会議の中で、服務規律の保持の一つとして、例えば交通違反、事故の防止、体罰の防止、そういった服務規律の保持の一項目として、ハラスメントの防止についても指導しているところでございます。

また、北海道教育委員会のハラスメント防止等に関する基本指針というものがありまして、こちらのほうを各学校に配布いたしまして、こちらの指針に基づいて、ハラスメントの防止について指導をしているところです。以上です。

○議長（篠原義彦） 藤田議員。

○7番（藤田直美） まず1点、事後のアンケート調査の関係についてですが、定期的なアンケート、実態把握というものが重要ではないかなと思いますので、今後、これについてはどう考えているのか、定期的にという言葉で、私先ほど言ったのですが、どのような頻度で行なう考えがあるのかどうかという点を、まず聞きたいと思います。

また、厚生労働省のアンケート調査では、昨年調査を行ない、今年3月にその調査内容が報告されておりますが、一般的な対策をしてもハラスメントが減らないのは、どこか他人事に取られてしまい、当事者意識を持ってないからなどのような結果が出ております。

窓口対応もそうですし、そういうことを、パワハラ、セクハラ対応マニュアル、また、公益通報制度も活用するというようなお話でしたが、そのガイドラインについて、明確化、可視化というのですか、きちんと貼り出すなり、誰もがみれるような状況に、町民もみれるような状況にしていくこと、このことは、休職、離職防止、さらには職場復帰、求職者、これは求める求職者、就職希望者のことですね、にとって大変重要なことだと思いますが、その点についての考えを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） ただいまの御質問、まず、アンケート調査についてでござい

ますが、アンケート調査につきましては、これまで本町としては取り組んだことがございませんので、ただ、議員おっしゃったとおり、厚生労働省のほうからそういった案件も出てきておりますので、今後取り組みたいとは考えてはいるところでございますが、現状においてどのぐらいの頻度でやらなければならないかですとかというところについては考えている最中でございます。今この場において、いつというのはちょっとお答えできるものを持っておりませんので、その辺でちょっとお含みいただければと考えてございます。

ガイドラインの可視化についてでございますが、ガイドラインの可視化、どうすれば可視化できるのかというところ、例えばポスターを作ったとしても、内容が多岐にわたり過ぎて、Aゼロ版のポスターに書いたとしても、文字は本当に原稿用紙に書くような文字じゃないとならないぐらいの内容になってございます。

こういう答弁がいいのかどうか分からないのですが、受け取り方によって、かなりこれについては変わってくると。同じ内容であっても、言い方ですとか、受け取り方によっても変わってくるというところもございますので、じゃあ、これがいいですよ、これがだめですよというのがなかなか明文化しづらい部分がございますので、ガイドラインとしてそういったものを作成する、一つの有効的な手段だとは思いますが、これについては今後、いろいろな方の、職員の意見を聞きながら、こういったものを取り組んでいったほうがいいのではないかというところを盛り込んだ中で、どういったものがあるのかというのは研究させていただきたいなと思います。以上です。

○7番（藤田直美） 終わります。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後2時27分）

令和 6 年本別町議会第 3 回定例会会議録（第 3 号）

令和 6 年 9 月 1 2 日（木曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

○議事日程

日程第 1		諸般の報告
日程第 2	議案第 5 0 号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第 3	認定第 1 号	令和 5 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 4	認定第 2 号	令和 5 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	認定第 3 号	令和 5 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	認定第 4 号	令和 5 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	認定第 5 号	令和 5 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○会議に付した事件

日程第 1		諸般の報告
日程第 2	議案第 5 0 号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第 3	認定第 1 号	令和 5 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 4	認定第 2 号	令和 5 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5	認定第 3 号	令和 5 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6	認定第 4 号	令和 5 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	認定第 5 号	令和 5 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（11名）

議 長	1 2 番	篠 原 義 彦	副議長	1 1 番	高 橋 利 勝
	1 番	宮 本 やよい		2 番	加 藤 徹 己
	3 番	丑 若 浩 行		4 番	水 谷 令 子
	5 番	梅 村 智 秀		6 番	石 山 憲 司
	7 番	藤 田 直 美		8 番	方 川 一 郎
	1 0 番	阿 保 静 夫			

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐々木	基	裕	副	町	長	村	本	信	幸										
会	計	管	理	者	藤	野	和	幸	総	務	課	長	三	品	正	哉					
農	林	課	長	篠	原	順	彦	保	健	福	祉	課	長	長	屋	和	幸				
住	民	課	長	宮	口	淳	哉	健	康	・	こ	ど	も	課	長	高	橋	紀	尊		
建	設	水	道	課	長	加	藤	勉	企	画	財	政	課	長	松	本	秀	規			
未	来	創	造	課	長	野	崎	昌	也	老	人	ホ	ー	ム	所	長	前	佛	清	治	
国	保	病	院	事	務	長	小	川	芳	幸	総	務	課	主	幹	上	原	章	司		
建	設	水	道	課	主	幹	小	出	勝	栄	健	康	管	理	セ	ン	タ	ー	主	幹	
総	務	課	長	補	佐	石	川	雅	康	教	育	長	高	橋	哲	也					
教	育	次	長	武	田	敏	英	社	会	教	育	課	長	千	代	孝	徳				
農	委	事	務	局	長	舩	舘	憲	代	表	監	査	委	員	井	出	英	彦			
選	管	事	務	局	長	三	品	正	哉												

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事	務	局	長	中	川	雅	之	事	務	局	次	長	越	後	忠
総	務	担	当	主	事	今	井	綾	香						

開議宣告（午前 10 時 00 分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 諸般の報告

○議長（篠原義彦） 日程第 1 諸般の報告を行ないます。

報告第 5 号令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 報告第 5 号令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、説明いたします。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の審査を経て議会に報告し、公表することが義務付けられており、令和 5 年度決算に基づく各比率を報告するものでございます。

次のページをお開きください。

1、健全化判断比率であります。実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支額は 1 億 2,070 万 2,000 円の黒字となっておりますので該当はありません。また、連結実質赤字比率につきましては、本町の全ての会計の収支を合算し、黒字か赤字かを判断する指標でございますが、全会計合わせて 3 億 9,390 万 3,000 円の黒字となっております。連結実質赤字は生じておりません。

次の実質公債費比率ですが、公債費等の借金の返済に一般会計の標準的な収入がどの程度充てられたかを示す指標であり、算定結果は 11.7%となっております。

将来負担比率ですが、地方債残高等の一般会計が背負っている将来負担すべき額と一般会計の標準的な収入を比べ、負担の大きさを示す指標であり、算定結果は 23.9%となっております。

参考としまして、法律で定める基準比率でございますが、早期健全化基準は実質赤字比率 15.0%、連結実質赤字比率 20.0%、実質公債費比率 25.0%、将来負担比率 350.0%、財政再生基準は実質赤字比率 20.0%、連結実質赤字比率 30.0%、実質公債費比率 35.0%となっております。健全化判断比率のうちいずれかが基準比率以上の場合には、早期健全化計画並びに財政再生計画を定めなければなりません。本町は全て基準以下となっております。

次の 2、資金不足比率であります。資金不足比率は、事業の規模に対する公営企業ごとの資金不足額の割合でございますが、水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計のいずれも資金不足額は生じておらず、該当はありません。

参考としまして、経営健全化基準の資金不足比率は 20.0%であり、全会計とも基

準以下であります。

以上、令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） これで報告済みといたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第２ 議案第５０号

○議長（篠原義彦） 日程第２ 議案第５０号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 議案第５０号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第２９１条の１１の規定により、関係市町村の議会の議決を要するため提案するものです。それでは改正の概要について説明させていただきます。

マイナンバーカードと被保険者証が一体化され、現行の被保険者証が廃止されることにより、令和６年１２月２日以降の新たな被保険者証の発行を行わなくなるため、被保険者証等の用語を使用している箇所を変更し、併せて広域連合と市町村の事務内容にかかる記載を整理するものです。

以上、改正の概要説明とさせていただきます。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年３月１日市町村第１９６９号指令）の一部を次のように改正する。

第４条を次のように改める。

広域連合の処理する事務。

第４条、広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第１９条第２項中「別表第２」を「別表」に改める。

別表第１（第４条関係）を削り、別表第２（第１９条関係）を別表とする。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の３第１項の規定に

よる北海道知事の許可の日から施行する。

以上をもちまして、議案第50号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 認定第1号

○議長（篠原義彦） 日程第3 認定第1号令和5年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 認定第1号令和5年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明させていただきます。

令和5年度本別町一般会計歳入歳出決算書を御覧ください。

まず、4ページ、5ページをお開きください。

歳入の決算状況であります。

歳入合計は、予算現額77億4,810万7,000円、収入済額76億1,620万7,099円、不納欠損額136万2,330円、収入未済額2,076万9,726円となっております。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出の決算状況であります。歳出合計は、予算現額77億4,810万7,000円、支出済額74億8,813万7,618円、翌年度繰越額8,081万3,000円、不用額1億7,915万6,382円であり、歳入歳出差引残額は1億2,806万9,481円と

なっております。

決算額は、前年度と比較すると、歳入で2.8%減、歳出で2.6%の減となっております。

次に、10ページをお開きください。

実質収支額につきましては、3、歳入歳出差引額1億2,806万9,000円から、4、翌年度へ繰越すべき財源736万7,000円を差し引いた1億2,070万2,000円の黒字決算となっております。

以下、これからは決算資料のほうで説明させていただきます。

別冊の令和5年度本別町各会計決算資料を御覧ください。

一般会計の資料は1ページから59ページまでとなっております。

まず、歳入決算額の状況であります、15ページの第2表を御覧ください。

表の右端、令和5年度の欄を御覧ください。

一番上の町税の状況ですが、総額で9億3,925万2,000円の決算額となり、前年度と比較すると789万3,000円、0.8%の減となっております。

町税の税目別の内訳ですが、22ページの第4表をお開きください。

一番上の区分欄の中央、収入済額の合計g欄の上から3行目、(1)の市町村民税は4億1,071万7,000円で、対前年1,709万9,000円、4.0%の減となっております。

主な内容としましては、②の所得割が1,885万3,000円、5.3%の減、④の法人税割が、本店法人土木・建築業の収益増により169万1,000円、6.2%の増となっております。

(2)固定資産税ですが、①純固定資産税は4億4,182万2,000円で、対前年965万2,000円、2.2%の増となっており、内訳としましては、土地が36万3,000円、0.6%の減、家屋が281万8,000円、1.5%の増、償却資産が719万7,000円、3.9%の増となっております。

なお、(1)市町村民税と(2)の①純固定資産税の2税、合計8億5,253万9,000円で町税総額の90.8%を占めております。また、一般会計の歳入総額に占める町税の構成比は12.3%となっており、前年度の構成比12.1%から0.2ポイントの増となっております。

それでは15ページの第2表にお戻りください。

上から12行目にあります地方交付税につきましては、総額32億5,404万9,000円で、前年度と比較すると37万5,000円、0.01%の減となっております。

地方交付税の内訳は、普通交付税が29億3,727万7,000円で、対前年143万2,000円、0.05%の減、特別交付税は3億1,677万2,000円で、対前年105万7,000円、0.3%の増となっております。

普通交付税につきましては、基準財政収入額では市町村民税法人税割が減となったものの、固定資産税、地方消費税交付金等の増により前年に比べ0.4%の増となっております。また、基準財政需要額では保健衛生費等の個別算定経費等の減がありましたが、

臨時財政対策債振替相当額の減により、需要額全体では1,184万1,000円、0.3%の増となり、差引きの交付基準額自体は前年に比べ0.3%の増となりましたが、国の補正予算に伴う歳出増に対する臨時経済対策費、臨時財政対策債償還基金費の創設による交付税の再算定が行なわれ、前年に引き続き12月に追加交付がありましたが、追加交付分が前年比1,107万3,000円、22.8%の減となったことにより、交付税総額ではわずかながら前年比減となっております。

4行飛びまして、国庫支出金は7億3,469万8,000円で、対前年7,346万1,000円、9.1%の減となりました。増減の大きなものを金額順に示しますと、社会資本整備総合交付金のうち道路事業が8,227万2,000円、物価高騰対応重点支援事業補助金が7,538万1,000円、それぞれ増となりましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1億1,987万8,000円、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業補助金が5,284万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金が2,671万7,000円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業補助金が2,124万7,000円、それぞれ減となっております。

その下の、道支出金は、5億5,674万5,000円で、対前年4,850万円、9.5%の増となり、同じく増減の大きなものでは、麦・大豆生産技術向上事業補助金が8,877万5,000円、産地生産基盤パワーアップ事業補助金が836万円それぞれ増となり、農業次世代人材投資事業交付金が1,373万3,000円、農地耕作条件改善事業補助金が1,286万5,000円、プレミアム付き商品券発行支援事業費補助金が995万9,000円、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金が605万2,000円、それぞれ減となっております。

2行下の寄付金であります、決算額は1億2,034万円で、対前年412万1,000円、3.3%の減となっております。そのうち個性あるふるさとづくり基金、いわゆるふるさと納税は1,923万円の増で、1億1,998万9,000円となりまして、当初予算の目標額を超えたところであります。

その下の繰入金であります、一般会計における繰入金の決算額は4億9,411万1,000円で、対前年5,030万5,000円、9.2%の減となっております。

繰入金の主なものは、財政調整基金2億6,994万円、減債基金5,000万円、農業振興基金3,386万9,000円、個性あるふるさとづくり基金8,620万円となっております。

財政調整基金の繰入れは、歳入確保の見通しがつかなかったことによるものでありますが、最終的には1億8,473万4,000円の積立をしたため、年度末現在高は前年度から8,520万6,000円減の9億6,553万4,000円となっております。

なお、ただいま説明いたしました内容につきましては、決算資料の5ページ以降に記載されております。

次に、歳出の決算状況であります、23ページの第5表を御覧ください。

行政目的別に分類した歳出決算状況であります、表の右側、令和5年度の欄を御覧

ください。

構成比では、民生費 18.9%、総務費 16.0%、衛生費 14.0%、土木費 12.8%、公債費 10.1%、農林水産業費 9.5%、教育費 9.3%がそれぞれ 1 割から 2 割の構成率となっており、それらの中で前年からの増減率が大きいものは、教育費が小学校暖房・空調設備改修工事及び静山研修センター解体工事の増により 22.4%の増、土木費が道路新設改良事業及び橋りょう長寿命化事業の増等により 15.8%の増、農林水産業費が道営美蘭別地区営農用水事業負担金の減等により 19.8%の減、総務費が基金積立金の減等により 14.1%の減となっております。

次に、24 ページの第 6 表を御覧ください。

こちらは、各年度の歳出決算額を経済的な性質により分類したものでありますが、表の右端、令和 5 年度の欄を御覧ください。

義務的経費である人件費、扶助費、公債費の決算額は、1 行目の人件費が 12 億 9,750 万 1,000 円、5 行目の扶助費が 5 億 4,184 万 8,000 円、その 3 行下の公債費が 7 億 5,692 万 4,000 円となり、合計は 25 億 9,627 万 3,000 円で前年度に比較し 1 億 1,983 万 3,000 円、4.4%の減、構成比は 34.6%となり前年度より 0.7 ポイントの減となっております。

うち、人件費は、退職手当組合負担金の減により、対前年 6,754 万 3,000 円の減となり、構成比では 17.3%と前年度より 0.4 ポイントの減となっております。

扶助費は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の減により、対前年 4,800 万 6,000 円、8.1%の減となっております。

公債費は、一般単独事業債、公共事業等債が増となりましたが、過疎対策事業債、臨時財政対策債の減少が大きく、対前年 424 万 3,000 円、0.6%の減となっております。

次に、下から 5 行目にあります投資的経費の決算額は、9 億 6,982 万 4,000 円で、対前年 1 億 6,569 万 3,000 円、14.6%の減となっており、構成比では 1.9 ポイントの減となっております。主な要因は、産地生産基盤パワーアップ事業 836 万円、町道防災対策補修 1,292 万 5,000 円、小学校エアコン設置 3,271 万 4,000 円等の新規事業の増、継続事業では町道東中西中間道路道路改良等の道路事業で 1 億 3,494 万 7,000 円、橋りょう長寿命化事業で 2,553 万 8,000 円それぞれ増加しましたが、住民情報システム更新事業 2,030 万 6,000 円、農地利用効率化等支援事業 1,233 万 4,000 円、トレーラー型シャワーハウス購入 1,443 万 2,000 円、水槽付き消防ポンプ自動車購入 4,972 万円等の事業終了、継続事業では持続的畑作生産体系確立緊急対策事業で 3,190 万 7,000 円、道営美蘭別地区営農用水事業負担金で 2 億 2,713 万 8,000 円等の減少により、総額で減少となっております。

投資的経費の内訳は、31 ページから 37 ページの第 14 表に、町道改良舗装の状況は 38 ページの第 15 表に添付してございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

す。

次に、今後の財政運営の指標となります経常収支比率、地方債、債務負担行為、積立金の状況について説明させていただきます。

まず、25ページの第7表を御覧ください。

経常収支決算額の推移であります。歳入では、町税以下、経常収入である一般財源の額を、歳出では、人件費以下、臨時的経費を除く経常的経費に充当された一般財源の額の推移を表したものであります。

経常収支比率は、財政構造の弾力性があるかどうかの指標となります。表の右側、令和5年度の欄、下から2行目の歳出合計36億2,679万5,000円を、中ほどにあります歳入合計42億7,664万2,000円で除した率が一番下の欄の84.8%となり、前年度より1.2ポイント上昇しており、依然として財政構造は硬直化した状況が続いております。

次に、飛びまして46ページの第20表を御覧ください。

町債現在高の状況であります。表の一番下、合計欄の左から2列目、令和5年度発行額B欄ですが、年度内に5億2,668万4,000円を新規発行し、その次の列、令和5年度元利償還額のうち元金C欄7億3,343万9,000円を償還した結果、令和5年度末における地方債の現在高は、右から4列目、差引現在高E欄の69億5,452万9,000円となっております。

左端の4年度末現在高A欄と比較しますと2億675万5,000円、2.9%の減となります。

これは、一般単独事業債の緊急防災・減災事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債が増となりましたが、臨時財政対策債、公共事業等債、公営住宅建設事業債等が減となったことにより、発行額が元金償還額を下回っていることによるものです。

次に、48ページの第22表をお開きください。

この表は、令和5年度までに借入れした町債の令和6年度以降5年分の年度別償還見込額を推計したものです。

表の一番下、左から3列目の令和6年度元利償還額は、合計7億5,001万2,000円と、令和5年度元利償還額合計7億5,682万2,000円に比べやや減少しておりますが、平成15年度臨時財政対策債の償還終了によるものとなっております。令和7年度には令和3年度発行の過疎対策事業債等の償還開始により元利償還金が7億5,892万5,000円とピークを迎え、以降減少していく状況となっております。なお、この表につきましては令和6年度以降の借入を加味しておりませんので、あくまでも参考として捉えていただきたいと思います。

次に、49ページの第23表を御覧ください。

町債繰上償還額及び公債費比率の状況であります。財政構造の弾力性を判断する指標の公債費比率であります。上から2段目の表の右から2列目、下段の令和5年度は6.2%となり、前年度を0.1ポイント上回っています。

その右の公債費が財政に及ぼす負担を示す指標であります起債制限比率は、3か年平

均で5.4%となり、前年度を0.3ポイント上回りました。これは、分母となる臨時財政対策債発行可能額が減少し、分子から差し引かれる災害復旧費等に係る基準財政需要額の減少によるものです。

次に、50ページの第24表を御覧ください。

債務負担行為比率は、債務負担行為額の標準財政規模に占める割合であります。表の令和5年度の欄、下から2行目にありますとおり3.1%で、番号連携サーバ機器更新事業等の元金償還開始による増があったものの、ごみ収集運搬業務委託料の減、住民情報システム更新事業等の令和4年度事業終了による減により一般財源の額が減少し、前年度と比較して0.5ポイント減となっております。

なお、債務負担行為の年度別の額の内訳は51ページ以降の第25表に載せておりますので後ほどご確認ください。

次に、54ページの第26表を御覧ください。

基金の状況であります。表の下から2段目の合計欄を御覧ください。

令和5年度末における土地開発基金を含めた基金積立金の現在高ですが、表の右端決算年度末現在高の欄、合計額28億9,524万1,000円で、前年度末現在高と比較すると1億1,387万2,000円、3.8%の減となっております。

令和5年度は、取り崩しでは財政調整基金2億6,994万円、個性あるふるさとづくり基金8,620万円等、総額4億8,130万2,000円を行ない、積み立てでは財政調整基金に1億8,473万4,000円、個性あるふるさとづくり基金に1億1,999万2,000円等、利息を含め3億6,743万円の積立を行なうことができました。

次の55ページ、第27表健全化判断比率の状況から、58ページ、第30表将来負担比率の状況の各指標の算定結果につきましては、先ほど報告第5号で報告しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

今後の財政運営についてであります。令和5年度の一般会計決算の特徴は、歳入では、町税が前年度と比較して0.8%減、地方消費税交付金が1.7%減となり、地方交付税につきましては、普通交付税が0.05%の減、特別交付税が0.3%の増となり、臨時財政対策債を合わせた総額については、対前年度比0.7%の減となったところであります。

地方交付税の歳入総額に占める割合は42.7%と依然として高い状況が続いており、人口の減少、高齢化の進展、雇用問題、企業の撤退などにより経済情勢は厳しい状況が続いていることから、今後、町税の大きな増収は見込めない状況となっております。

このような状況ではあります。歳出では、経常経費の削減、事業の選択と限られた財源の計画的、重点的配分に努め、引き続き黒字決算で終わることが出来ました。

アフターコロナの時代を迎え、国税収入が4年連続過去最高となるなどしておりますが、国では今後の地方財政全体の課題としては、自治体DXの推進、こども・子育て政策の強化と既存施策の整理、地方税収等の計上の適正化、ふるさと納税の計上の適正化が挙げられ、これらの課題への対応を含め、引き続き地方財政における歳出改革等の努力を行なっていく必要があるとしております。また、今後も地方一般財源総額実質同水

準ルールの下で国・地方を通じた財政健全化を目指して取り組んでいく必要があるともされ、地方財政計画と実際の地方財政運営との乖離の検証について精査が進むことが予想されることから、今後は地方財政にとって一層厳しい状況も想定され、地方財政対策、地方交付税制度改正の動きにも注視していかなければなりません。

これらのことから、引き続き財政の硬直化を改善するため、人件費、公債費をはじめとする経常経費の削減等、行財政改革の推進により財政運営の安定化を図りながら、地域の活性化や諸課題を解決していくため、予算の重点化、効率化に取り組む中で、町民生活に密着した事業の確保と、一方では基金依存度を縮小し、後年度に負担を残す町債の抑制に努め、簡素で効率的な行政組織の実現を図っていく必要があると認識しているところであります。

今後とも、議員各位の御助言と御協力をお願い申し上げ、令和５年度本別町一般会計決算の説明とさせていただきます。

◎日程第４ 認定第２号ないし日程第５ 認定第３号

○議長（篠原義彦） 次に、日程第４ 認定第２号令和５年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし日程第５ 認定第３号令和５年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

以上２件について、提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉） 認定第２号令和５年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明いたします。

初めに、令和５年度本別町各会計決算資料の６０ページをお開きください。

国民健康保険は、これまで市町村を単位とする公的医療保険制度として、国民皆保険を支える重要な役割を果たしてきました。

令和５年度は国民健康保険制度の安定的な運営に向け、北海道が財政運営の責任主体として市町村と共に運営を担う新制度６年目となり、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で進めてきたところです。

６２ページをお開きください。

加入世帯数及び被保険者の動向ですが、令和５年度年間平均加入世帯数は９５６世帯で、前年度に比べ４４世帯減少しており、町全世帯に対する加入割合は２８．８％になります。

被保険者数は、年間平均１，６５５人で、前年度に比べ１１３人減少しており、町全人口に対する加入割合は２７．３％になります。

７３ページをお開きください。

５、歳入。

（１）国民健康保険税課税額、収納額、収納率の推移ですが、表中の収納額、一番下に記載しています令和５年度の収納額の計は２億３，８２７万５，０００円で、前年度と比べ２，４７５万２，０００円の減額となりました。

収納率では現年度分が97.8%、滞納分が27.0%、全体で92.3%となり0.4ポイント減少しました。

78ページをお開きください。

医療費の状況について、御説明いたします。

表の上段、中ほどにある合計欄の一番下にありますとおり、給付件数は2万8,266件、費用額は6億5,107万9,000円となり、その右に記載しています1人当たりの費用額は39万3,401円で、前年度に比べて1,775円増加しています。

以上で、本別町国民健康保険特別会計決算資料の概要説明を終わります。

続きまして、令和5年度本別町特別会計歳入歳出決算書により説明いたします。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入決算書、一番下の歳入合計、予算現額10億3,984万8,000円に対し、収入済額は9億8,568万8,793円で、前年度と比べ3.7%減少しました。

不納欠損額は195万9,300円で、収入未済額は1,780万8,256円となりました。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出決算書、一番下の歳出合計、予算現額10億3,984万8,000円に対し、支出済額9億8,093万6,570円で、前年度と比べ2.6%減少しました。

不用額は5,891万1,430円で、歳入歳出差引残額は475万2,223円となりました。

6ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額は9億8,568万9,000円に対し、歳出総額は9億8,093万7,000円で、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は475万2,000円となります。

8ページをお開きください。

下段の3、基金、本別町国民健康保険基金につきましては、前年度末現在高9,405万7,000円から、決算年度中に3,585万2,000円減少し、決算年度末現在高は5,820万5,000円となりました。

次に、事項別明細書により説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

歳入、1款国民健康保険税の収入済額は、前年度と比べ9.4%減少し、2億3,827万4,819円となり、歳入に占める割合は24.2%となっています。

不納欠損額は195万9,300円で、6人で18件分となります。

4款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金は、前年度と比べ6.4%減少し5億8,425万7,683円となっています。

12ページ、13ページをお開きください。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、低所得者の保険税軽減や保険者支援分の保険基盤安定繰入金分、事務費分、健康管理センター事業費などの合計で、前年度と比べて3.3%減少し、9,439万6,332円となりました。

2 項基金繰入金、ページめくりまして 14 ページ、15 ページをお開きください。

1 目基金繰入金は、前年度と比べて 120.2% 増加の 5,173 万 1,000 円を繰入しています。

7 款繰越金は、前年度と比べ 15.1% 増加し 1,595 万 9,627 円となりました。

16 ページ、17 ページをお開きください。

歳出、1 款総務費は、事業運営に係る事務的経費で、支出済額は、前年度と比べて 2.6% 減少し 2,000 万 1,419 円となりました。

2 款保険給付費は、国保連合会に支払う経費で、前年度と比べ 5.1% 減少し 5 億 5,550 万 6,993 円となりました。

保険給付費の内訳ですが、1 項療養諸費は前年度と比べ 5.2% 減少し 4 億 8,679 万 5,997 円となりました。

18 ページ、19 ページをお開きください。

2 項高額療養費は前年度と比べ 3.7% 減少し 6,476 万 5,433 円となっています。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金は 8 件で、前年度に比べ 2 件減少し 370 万 4,303 円となっています。

5 項葬祭費は 8 件で、前年度と比べ 2 件減少し 24 万円となりました。

3 款国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険制度の運営費として北海道に支払うもので、前年度と比べて 1.2% 増加し 3 億 2,897 万 8,000 円となりました。

20 ページ、21 ページをお開きください。

5 款保健事業費につきましては、特定健診などを実施することにより、被保険者の健康の保持・増進及び生活の質の向上、医療費の適正化対策等を実施する経費で、前年度と比べ 2.8% 減少し 5,051 万 546 円となりました。

22 ページ、23 ページをお開きください。

6 款基金積立金は、前年度より 15.1% 増額し 1,587 万 9,092 円の積み立てを行なっています。

7 款諸支出金は、過年度分国税の税額更正による還付金や過年度分保険給付費等交付金の精算償還金、病院事業会計への繰出金などで、前年度と比べ 8.3% 減少し 1,006 万 500 円となっています。

以上、認定第 2 号令和 5 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 3 号令和 5 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明いたします。

令和 5 年度本別町各会計決算資料の 79 ページをお開きください。

広域連合による後期高齢者医療制度が始まり 16 年が経過し、この間、広域連合は保険料の賦課や医療の給付などの財政運営を、市町村は保険料徴収、資格の取得・喪失届出、被保険者証の引渡し、医療費払戻しの申請受付を担うなど、安定的な制度の運営に努めてきました。

令和５年度の加入状況は、下段の表右側に記載しておりますとおり１,５２２人で、前年度と比べ１１人増加し、町の人口に対する加入割合は２５．１％で前年度から０．８ポイント増加しています。

８０ページをお開きください。

表に示しております、保険料の収納額の合計は１億９５万５,０６２円で、前年度と比べ３１０万３,２０９円の減額となりました。収納率は現年度分が９９．９％、滞納繰越金分が２６．０％、全体で９９．５％となっています。

以上で、決算資料の概要説明を終わります。

続きまして、令和５年度本別町特別会計歳入歳出決算書により説明いたします。

２５ページ、２６ページをお開きください。

歳入決算書、一番下に記載の歳入合計、予算現額１億５,１８７万９,０００円に対し、収入済額は１億４,５６４万４３１円で、前年度と比べ１．５％減少しました。

不納欠損額は２９万３,５００円で、収入未済額は２１万１,２２４円となりました。

２７ページ、２８ページをお開きください。

歳出決算書、一番下の歳出合計、予算現額１億５,１８７万９,０００円に対し、支出済額１億４,５７５万８,４１２円で、前年度と比べ１．０％減少しました。

不用額は６１２万５８８円で、歳入歳出差引歳入不足額１１万７,９８１円が生じたため、翌年度歳入繰上充用金１１万７,９８１円を充当しております。

この歳入不足が生じた要因につきましては、保険料の収納におきまして収入済額が見込んでいた収入額を下回ってしまったことによるものです。

２９ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額は１億４,５６４万円に対し、歳出総額は１億４,５７５万８,０００円で、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は１１万８,０００円の赤字決算となっております。

次に、事項別明細書により説明いたします。

３１ページ、３２ページをお開きください。

歳入、１款後期高齢者医療保険料の収入済額は、前年度と比べ３．０％減少し１億９５万５,０６２円となり、歳入に占める割合は６９．３％となっています。

２款繰入金は、一般会計からの繰入で、前年度と比べ３．２％増加し４,３８４万７,７８２円となりました。

３３ページ、３４ページをお開きください。

歳出、１款総務費は、事業運営に係る事務的経費で、支出済額は、前年度と比べて２０．３％減少し２７７万３,４１３円となりました。

２款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と一般会計から繰入した保険基盤安定分を広域連合へ納付する経費で、前年度と比べて０．１％減少し１億４,２８１万３,０９９円となっており、歳出総額の９８％を占めております。

３款諸支出金、２項繰出金、１目一般会計繰出金につきましては、令和４年度からの繰越金を全額一般会計に繰り出すものとして予算化しておりましたが、本来は負担金と

して支出するべきものだったことが判明したため、繰出金による支出を取り止め全額を不用額として処理しております。

以上、認定第3号令和5年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 認定第4号

○議長（篠原義彦） 日程第6 認定第4号令和5年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 認定第4号令和5年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を説明申し上げます。

初めに各会計決算資料により、決算と介護保険事業の概要につきまして説明させていただきます。

各会計決算資料の81ページをお開きください。

本別町介護保険事業特別会計は、平成12年4月に創設された介護保険制度に基づき、本別町が保険者として実施する介護保険事業に関する収入、支出を会計区分するもので、本年度は第8期介護保険事業計画、令和3年度から5年度の3か年目になります。

中段から決算の概要を記載しておりますが、歳出は、支出済額10億4,985万3,000円で、予算現額10億9,780万8,000円に対しまして95.6%の執行率であり、歳入は、収入済額11億2,816万4,000円で、予算現額10億9,780万8,000円に対しまして102.0%の執行率となっております。

令和5年度の運営状況であります、次の82ページから説明させていただきます。

1、一般状況です。

（1）人口中の介護保険対象人口は6,086人で、前年度より141人減少となり、（2）の第1号被保険者数は2,640人で、前年度より47人減少となっております。年齢区分ごとの状況は、65歳から74歳の前期高齢者は、前年度より69人減少の1,088人、75歳以上の後期高齢者につきましては22人の増加で1,552人となっております。一番下段の（6）の要介護認定者数は455人で、前年度より1人の減少となっております。

次に、1ページ飛びまして84ページをお開きください。

3、介護保険料についてですが、（2）の収納状況、収納率は99.8%で、未収額は8件、39万120円で、5年度の不納欠損額はありません。

次に、８５ページをお開きください。

４、保険給付状況につきましては、一番下に記載の給付費合計（標準給付費）が８億４,００６万２,０３６円で前年度と比べて０．８％増加しております。

主な内容であります。在宅サービスのうち、居宅サービスにつきましては、訪問介護が７．２％の増、訪問看護は２６．２％の減、通所介護が１３７．９％の増、通所リハビリが３３．３％の増、短期入所生活介護が７９．０％の増、短期入所療養介護（老健）が４８．４％の増、福祉用具貸与が１７．５％の増となり、全体では１１．９％の増となっております。

在宅サービスのうち、５９．８％を占める地域密着型サービスは、小規模多機能型居宅介護が６．４％の増、地域密着型通所介護が３．４％の増となり、昨年度にはなかった定期巡回・臨時対応型訪問介護が２１人と増加したこともあり、全体では５．９％の増となっております。

居宅サービスと地域密着サービスを併せた在宅サービス全体では、８．２％の増となっております。

次に、中ほどに記載の施設サービスですが、介護老人福祉施設が７．９％の減、介護老人保健施設が２．９％の減となり、全体で５．０％の減少となっております。

下段の５、計画と実績ですが、第８期介護保険事業計画の令和５年度における給付見込額、計画値が９億５,２４７万５,７４３円に対し、実績額は８億４,００６万２,０３６円となり達成度は８８．２％となっております。

以上が、令和５年度における介護保険事業の概要であります。

次に、決算の内容につきまして、別冊の特別会計歳入歳出決算書により御説明いたします。

決算書の３６ページ、３７ページをお開きください。

歳入決算の状況です。一番下段の歳入合計ですが、予算現額１０億９,７８０万８,０００円、収入済額１１億２,８１６万４,０１３円、前年度対比４．８％の増となっております。不納欠損額はありません。収入未済額４３２万３,４６０円となっております。

３８ページ、３９ページをお開きください。

歳出決算の状況です。一番下段の歳出合計ですが、予算現額１０億９,７８０万８,０００円、支出済額１０億４,９８５万２,５７３円、前年度対比８．７％増、不用額４,７９５万５,４２７円となっております。歳入歳出差引残額は７,８３１万１,４４０円となりました。

続きまして、４０ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額は１１億２,８１６万４,０００円、歳出総額が１０億４,９８５万３,０００円で、歳入歳出差引額が７,８３１万１,０００円、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は７,８３１万１,０００円となります。

次に、４２ページをお開きください。

２、基金の状況です。

介護保険基金につきましては、前年度末残高が7,032万9,000円、決算年度中増減高が2,753万6,000円の増、決算年度末残高は9,786万5,000円となりました。

44ページ、45ページをお開きください。

歳入です。

1款介護保険料は、前年度対比1.5%の減、1億8,510万9,710円で、歳入総額に占める割合は16.4%となっております。

2款分担金及び負担金は、地域支援事業に伴う利用者負担金で通所型介護予防事業、元氣いきいき教室、まる元運動教室と、認知症高齢者見守り事業、やすらぎ支援事業を合わせて107万2,200円となっております。

3款国庫支出金は、保険料給付額に対する法定負担割合による介護給付費国庫負担金と、調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金の合計で、前年度対比3.0%減の2億6,230万2,065円となっております。

4款支払基金交付金は、介護給付費交付金と地域支援事業交付金で、第2号被保険者の保険料から交付されるものです。

前年度対比5.7%減の2億3,891万7,000円となっております。

46ページ、47ページをお開きください。

5款道支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による介護給付費道負担金と、地域支援事業交付金、事業費補助金の合計で、前年度対比0.2%増の1億4,681万7,937円となっております。

7款繰入金は、前年度対比1.3%減の1億8,347万7,000円で、歳入総額に占める割合は16.3%となっております。

次に、50ページ、51ページをお開きください。

歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、介護保険事業の一般管理経費と権利擁護人材育成事業及び総合的な介護人材確保対策などに係る経費であります。

2項賦課徴収費は、保険料の賦課徴収に係る経費で、3項介護認定審査会費は、十勝東北部介護認定審査会の負担金及び認定調査に伴う経費であります。

2款保険給付費、1項介護サービス諸費は、居宅・施設サービス給付費等に係る経費であり、合計で前年度対比0.8%増の8億4,006万2,036円となっており、歳出総額の80.0%を占めております。

52ページ、53ページをお開きください。

3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業などに係る経費となっております。

2項包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営及び生活支援体制整備事業費、介護相談員に係る経費などとなっております。

54ページ、55ページをお開きください。

4 款基金積立金につきましては、介護保険基金の利子と令和 4 年度決算に伴う積み戻し分を積立したところであります。

5 款諸支出金は、第 1 号被保険者への過年度分、介護保険料還付、国・北海道への前年度精算償還金となっております。

以上で、認定第 4 号令和 5 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

◎日程第 7 認定第 5 号

○議長（篠原義彦） 日程第 7 認定第 5 号令和 5 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治） 認定第 5 号令和 5 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

はじめに、令和 5 年度本別町各会計決算資料により、決算と介護サービス事業運営の概要につきまして、説明させていただきます。

令和 5 年度本別町各会計決算資料の 86 ページをお開きください。

本別町介護サービス事業特別会計は、特別養護老人ホームの施設運営費及び要介護認定者の居宅介護支援事業、要支援認定者の介護予防支援事業を併せた会計であります。

中段にあります決算の概要であります。歳出は、支出済額 3 億 3,545 万 5,000 円で、予算現額 3 億 3,885 万 6,000 円に對しまして、99.0%の執行率であります。

歳入は、収入済額 3 億 3,788 万 5,000 円で、予算現額 3 億 3,885 万 6,000 円に對しまして、99.7%の執行率となっております。

それでは、令和 5 年度のサービス事業内容であります。次の 87 ページをお開きください。

特別養護老人ホームの状況につきましては、施設利用者の年度末の利用者数は定員 50 人に對しまして 44 人で、内訳は男性 14 人、女性 30 人です。なお、令和 5 年度の入退所者の内訳は、入所者 10 人、退所者が 15 人となっており、平均利用年数は 3 年 7 か月となっております。

介護度別の利用者数は、要介護 4 と 5 の方を合わせまして 33 人で、全体の 75.0%を占め、要介護度の平均は 4.16 となっており、前年度については 4.22 でございます。

次に、ショートステイの利用状況ですが、5 人の定員で、年間 1 日当たり平均利用人数は 3.59 人の利用となっており、前年度については 2.54 人でございます。

次に、88 ページをお開きください。

居宅介護及び介護予防サービス計画実績状況につきましては、居宅介護支援では 965 件で前年度対比 258 件の減、介護予防支援では 529 件で前年度対比 4 件の減とな

っております。

以上が、令和５年度における介護サービス事業の概要であります。

次に、決算の内容につきまして、令和５年度本別町特別会計歳入歳出決算書により、主なものを御説明いたします。

決算書の５７ページ、５８ページをお開きください。

歳入決算の状況です。一番下段の歳入合計ですが、予算現額３億３,８８５万６,０００円、収入済額３億３,７８８万４,８５６円、前年度対比２．９％減、不納欠損額１０,４０７円となっております。

５９ページ、６０ページをお開きください。

歳出決算の状況です。一番下段の歳出合計ですが、予算現額３億３,８８５万６,０００円、支出済額３億３,５４５万４,８６７円、前年度対比４．７％減、不用額３４０万１,１３３円となっており、歳入歳出差引残額は２４２万９,９８９円となっております。

６１ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額は３億３,７８８万５,０００円、歳出総額は３億３,５４５万５,０００円で、歳入歳出差引額が２４３万円、翌年度へ繰越しすべき財源はありませんので、実質収支額は２４３万円となります。

６５ページ、６６ページをお開きください。

歳入ですが、１款サービス収入、１項１目介護給付費収入、前年度対比１．３％減の１億８,９２０万８,８０９円で、歳入総額の５６．０％を占めています。その内、１節施設介護サービス費収入及び２節短期入所生活介護費収入合わせて１億７,０７８万４,２０９円、２目自己負担金収入は３,９０１万１６０円で、収納率は９９．９％となっております。

次に、１目介護給付費収入、３節居宅介護サービス計画費収入は、前年度対比２４．６％減の１,６０３万８,５８０円、４節居宅予防支援サービス計画費収入は、前年度対比０．９％減の２３８万６,０２０円となっております。

次に、３款寄付金は、個人２人から１３万円の御寄付をいただいております。

次に、４款繰入金、１項他会計繰入金、１目１節一般会計繰入金は、前年度対比１６．８％減の９,５４５万円となっております。

６７ページ、６８ページをお開きください。

７款道支出金、１項道補助金、１目１節緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金は、令和４年度に利用者が新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触者となり、施設内にて対応した介護サービス事業所を対象とした補助金であります。補助金の交付が、全国的な感染拡大の影響により、令和５年度に繰り越されたことによるもので、交付金額は１,３３５万６,０００円となっております。

６９ページ、７０ページをお開きください。

歳出ですが、１款介護サービス事業費、１項１目施設介護サービス事業費は、前年度対比３．６％減の３億２０２万４,７３７円で、歳出総額の９０．０％を占めています。

人件費については、報酬を含めまして2億4,079万6,022円で、施設介護サービス事業費総額の79.7%となっております。

7節報償費、謝礼金につきましては、業務改善及びみとり介護導入に向けた職員研修会を実施したことによるものであります。

17節備品購入費の内容につきましては、当初予算で、ドライブレコーダー1台、補正予算では、寄付をいただいた、その都度補正をさせていただき、空気清浄機1台を購入したものであります。

次に、2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費及び71ページ、72ページの2目介護予防支援事業費は、サービス計画作成に伴う経費で、人件費、居宅介護支援事業所職員3名分を含めまして、前年度対比24.4%減の2,929万8,114円となっております。

次に、2款1項1目繰上充用金、21節補償補填及び賠償金、前年度繰上充用金につきましては、歳入で説明いたしました緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金の交付が、令和5年度に繰り越されたことに伴い、令和4年度決算上において生じた不足分を、令和5年度の歳入を繰り上げて充用し、補填したものであります。

以上、認定第5号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦） お諮りします。

認定第1号令和5年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第5号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、明日13日議事予定の認定第6号から認定第9号の説明を受けた後設置する令和5年度各会計決算審査特別委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることを予定したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号令和5年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第5号令和5年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、明日13日議事予定の認定第6号から認定第9号の説明を受けた後設置する令和5年度各会計決算審査特別委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることを予定いたします。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午前11時35分）

令和 6 年本別町議会第 3 回定例会会議録（第 4 号）

令和 6 年 9 月 1 3 日（金曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

○議事日程

日程第 1	認定第 6 号	令和 5 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2	認定第 7 号	令和 5 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3	認定第 8 号	令和 5 年度本別町水道事業会計決算認定について
日程第 4	認定第 9 号	令和 5 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について
日程第 5	議案第 5 1 号	令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 8 回）について
日程第 6	意見書案第 5 号	地方財政の充実・強化に関する意見書
日程第 7	意見書案第 6 号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第 8		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 （総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会）
日程第 9		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 （閉会中の継続調査申出書）
日程第 1 0		議員派遣の件

○会議に付した事件

日程第 1	認定第 6 号	令和 5 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2	認定第 7 号	令和 5 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3	認定第 8 号	令和 5 年度本別町水道事業会計決算認定について
日程第 4	認定第 9 号	令和 5 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について
日程第 5	議案第 5 1 号	令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 8 回）について
日程第 6	意見書案第 5 号	地方財政の充実・強化に関する意見書
日程第 7	意見書案第 6 号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第 8		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 （総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会）
日程第 9		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 （閉会中の継続調査申出書）

○出席議員（11名）

議長 12番 篠原義彦
1番 宮本やよい
3番 丑若浩行
5番 梅村智秀
7番 藤田直美
10番 阿保静夫

副議長 11番 高橋利勝
2番 加藤徹己
4番 水谷令子
6番 石山憲司
8番 方川一郎

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長 佐々木基裕
会計管理者 藤野和幸
農林課長 篠原順彦
住民課長 宮口淳哉
建設水道課長 加藤勉
未来創造課長 野崎昌也
国保病院事務長 小川芳幸
建設水道課主幹 小出勝栄
総務課長補佐 石川雅康
教育次長 武田敏英
農委事務局長 舩舘憲
選管事務局長 三品正哉

副町長 村本信幸
総務課長 三品正哉
保健福祉課長 長屋和幸
健康・こども課長 高橋紀尊
企画財政課長 松本秀規
老人ホーム所長 前佛清治
総務課主幹 上原章司
健康管理センター主幹 前佛友子
教 育 長 高橋哲也
社会教育課長 千代孝徳
代表監査委員 井出英彦

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中川雅之
総務担当主事 今井綾香

事務局次長 越後 忠

開議宣告（午前 10 時 00 分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦） これから、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、決算提案といたします。

◎日程第 1 認定第 6 号ないし日程第 3 認定第 8 号

○議長（篠原義彦） 日程第 1 認定第 6 号令和 5 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、ないし日程第 3 認定第 8 号令和 5 年度本別町水道事業会計決算認定について、以上 3 件について提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉） 認定第 6 号令和 5 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

最初に、本別町全体の給水状況について説明させていただきます。

各会計決算資料の 89 ページをお願いいたします。

本町の水道は、本別市街地の上水道のほか、7 か所を簡易水道及び専用水道、営農用水道により給水が行なわれています。

本町が管理運営している簡易水道は勇足・仙美里・美里別の 3 か所で、農業用防除施設は勇足及び美里別簡易水道区域内で、192 基に給水しております。

令和 5 年度における総配水量は 33 万 764 立方メートル、総有収水量は 29 万 8,341 立方メートル、また年度末の給水人口は 1,102 人となっており、普及率は前年度より 0.96 ポイント増の 81.87% となっております。なお、有収率につきましては、前年度より 3.22 ポイント減の 90.20% となったところであります。

令和 5 年度の主な事業と決算の概況につきましては、特別会計歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

別冊の特別会計歳入歳出決算書の 78 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入総額は 1 億 4,837 万 9,000 円、歳出総額は 1 億 4,324 万 6,000 円となっており、歳入歳出差引額 513 万 3,000 円が実質収支額となります。地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による水道事業会計に引き継いでおります。

次に、事項別明細書になります。85 ページ、86 ページをお願いいたします。

上段、歳入ですが、1 款 1 項使用料及び手数料、1 目水道使用料、収入済額は、前年度比 14.46% 増の 5,311 万 1,856 円で、収納率は現年度分で 98.71%、過年度分で 28.60% であります。

次のページ、87 ページ、88 ページをお願いします。

下段の歳入の合計は予算額 1 億 4,891 万 8,000 円に対し、収入済額は 1 億 4,837 万 9,489 円となっております。

次に、歳出ですが、89 ページ、90 ページをお願いいたします。

1 款 1 項簡易水道費、1 目一般管理費、中ほどの 1 2 節委託料、業務委託料の主な内容は、地方公営企業法適用支援業務委託を実施しました。

2 目維持修繕費、1 0 節需用費、修繕料は、防除施設、配水管等の修繕を行なっております。

1 4 節工事請負費、工事内容については、量水器更新工事、勇足簡易水道勇足給水連絡管整備工事、美里別配水池機器整備工事を実施しました。

3 款公債費、1 項公債費は、起債償還の元金・利子で、年度末における起債の未償還元金は 4 億 3,866 万 5,984 円となっております。

次のページ、91 ページ、92 ページをお願いいたします。

下段、歳出の合計は予算額 1 億 4,891 万 8,000 円に対し、支出済額は 1 億 4,324 万 5,835 円で、執行率は 96.19%となりました。

なお、地方公営企業法適用に伴い、令和 6 年 3 月 31 日付けで打切り決算を行っており、出納整理期間がないことにより発生した収入未済額及び支出未済額は、水道事業に引継ぎ、それぞれ特例的未収金及び特例的未払金として執行しております。

以上で、令和 5 年度本別町簡易水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 7 号令和 5 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

最初に、本別町全体の下水道の普及状況について、説明をさせていただきます。

各会計決算資料の 98 ページをお願いいたします。

中段になりますが、本町の令和 5 年度末における下水道の普及状況につきましては、処理区域面積が 288.0 ヘクタール、管路延長が 5 万 1,439 メートル、世帯数が 2,844 戸、人口が 4,117 人となっており、都市計画区域内の下水道普及率は 95.1%、水洗化率は 94.32%となっております。

なお、浄化槽を含めた汚水処理人口は 5,230 人となり、汚水処理人口普及率は、84.90%となったところであります。

令和 5 年度の主な事業と決算の概況につきましては、特別会計歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

別冊の特別会計歳入歳出決算書の 98 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入総額は 4 億 7,299 万 2,000 円、歳出総額は 4 億 6,152 万 1,000 円となっており、歳入歳出差引額 1,147 万 1,000 円が実質収支額となります。地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による下水道事業会計に引き継いでおります。

次に、事項別明細書になります。102 ページ、103 ページをお願いいたします。

歳入ですが、2 款使用料及び手数料、1 項使用料は、前年比 1.48%減の 8,322 万 9,056 円となりました。

1 目公共下水道使用料の収入済額は 6,784 万 3,506 円で、収納率は現年度分で 99.15%、過年度分は 65.15%、2 目の個別排水処理施設使用料の収入済額は 1,538 万 5,550 円で、収納率は現年度分で 99.93%となっております。

次のページ、104ページ、105ページをお願いします。

下段の歳入の合計は予算額4億7,355万9,000円に対し、収入済額は4億7,299万2,112円となったところであります。

次に、歳出ですが、106ページ、107ページをお願いいたします。

1款総務費、2項施設管理費、2目処理場管理費、12節委託料の内、業務委託料3,856万6,324円の内訳は、終末処理場の維持整備業務委託料3,267万円、汚泥の産業廃棄物に係る運搬処理委託料が468万6,324円、汚泥利用組合への汚泥運搬委託料が121万円であります。

2款土木費、次のページ108ページ、109ページをお願いいたします。

1項下水道費、1目下水道新設費、14節工事請負費8,206万円の内訳は、污水管渠新設工事としてマンホール施設改修を170万5,000円で、終末処理場機器更新工事として、曝気装置2基の機器更新を8,035万5,000円で実施しております。

2目個別排水処理施設新設費、14節工事請負費2,546万5,000円は、合併処理浄化槽9基分の新設工事費であります。

3款1項公債費は起債償還元金・利子で、年度末における起債の未償還元金は20億4,671万7,915円となっております。

次の下段、歳出の合計は予算額4億7,355万9,000円に対し、支出済額4億6,152万1,107円で、執行率は97.46%となりました。

なお、地方公営企業法適用に伴い、令和6年3月31日付けで打切り決算を行っており、出納整理期間がないことにより発生した収入未済額及び支出未済額は、下水道事業に引継ぎ、それぞれ特例的未収金及び特例的未払金として執行しております。

以上で、令和5年度本別町公共下水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第8号令和5年度本別町水道事業会計決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

別冊になっております水道事業決算書の11ページをお願いいたします。

令和5年度における水道事業の概況ですが、給水戸数は2,468戸、給水人口は4,317人、総配水量は56万166立方メートル、総有収水量は前年度比2.33%減の36万8,893立方メートル、有収率は65.85%となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

令和5年度の工事は、本別町浄水場機器更新工事を行ないました。

また、計量法による量水器更新工事により、380か所のメーター器の取替えを行っております。

次に、決算の概況について説明させていただきます。

1ページ、2ページをお願いいたします。

(1)の収益的収入及び支出は、消費税込みの数字となっております。

収入の総額では、前年度比6.79%増の1億5,273万5,326円となっており、1項営業収益では、前年度比1.90%減の1億1,543万6,568円、2項営業外収益では、前年度比47.15%増の3,729万8,758円となっております。

次に、支出の総額ですが、前年度比6.05%増の1億4,796万8,150円となり、1項営業費用は、人件費及び委託料の増により、前年度比3.37%増の1億3,242万1,272円となり、2項営業外費用は、消費税及び地方消費税納付額の増により、前年度比36.00%増の1,553万9,948円、3項特別損失は、過年度の水道料金還付により6,930円となっております。

なお、税抜き額の明細は19ページから26ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出につきましても、消費税込みの数字となっております。

収入総額は、建設改良事業等の企業債、国庫支出金の減により、前年度比89.21%減の1,083万7,000円となっております。

支出の総額では、前年度比47.49%減の9,251万7,828円で、内訳は1項建設改良費では、主に工事請負費の減により前年度比77.25%減の2,569万4,196円、2項企業債償還金では、前年度比5.67%増の6,682万3,632円となっております。

資本的収支では8,168万828円の不足額が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金6,227万6,130円、当年度損益勘定留保資金1,711万6,563円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額228万8,135円で補填いたしました。

なお、税抜き額の明細は27ページ、28ページに記載されておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書であります、消費税抜きの数字となっております。

1の営業収益は給水収益が主で、合計では前年度比1.90%減の1億496万7,526円となっております。

2の営業費用は、合計で前年度比3.19%増の1億2,933万5,854円、3の営業外収益は、前年度比47.19%増の3,726万9,648円となっております。

4の営業外費用は企業債利息が主であり、前年度比22.00%減の1,110万5,270円となっております。

5の特別損失は、過年度の水道料金還付により6,930円となっております。

全ての項目を差引きますと、当年度は178万9,120円の純利益となったところであります。

なお、令和5年度末における企業債未償還元金は7億8,031万3,680円となっております。

6ページから10ページまでの剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、注記表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、15ページをお願いいたします。

下段に記載されています供給単価と給水原価であります、1立方メートル当たり、供給単価は対前年1円45銭増の283円64銭、給水原価は経常費用の増及び有収水

量の減により、対前年１０円４２銭増の３６０円７５銭となっております。

以上で、令和５年度本別町水道事業会計決算の説明とさせていただきます。

◎日程第４ 認定第９号

○議長（篠原義彦） 日程第４ 認定第９号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、提案理由の説明を求めます。

小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸） 認定第９号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、決算の概要を御説明いたします。

決算書の１ページ、２ページをお開きください。

令和５年度本別町国民健康保険病院事業決算報告書、（１）収益的収入及び支出、上段の収入ですが、金額は消費税込みの数値となっております。

１款病院事業収益は、決算額１１億３,７２２万６,００２円で、そのうち１項医業収益は８億９,３４８万９８４円、２項医業外収益は２億４,３７４万５,０１８円、３項特別利益は０円となっております。

下段の支出ですが、１款病院事業費用は決算額１１億２,８９９万５８円で、そのうち１項医業費用が１１億１,２２５万９,９２９円、２項医業外費用が１,６７３万１２９円、３項特別損失及び４項予備費は支出がありませんでした。

次に、３ページ、４ページをお願いいたします。

（２）資本的収入及び支出ですが、上段、収入の１款資本的収入は決算額１億５,９２４万５,６８４円で、１項企業債は３,４４０万円を借り入れております。２項出資金８,４３８万円は、企業債元金償還分と建設改良費にかかる令和５年度過疎債借入分を財源として受け入れたものです。

３項負担金は３１９万２,０００円を建設改良費の財源充当として繰り入れたもので、４項繰入金は国保特別会計繰入金及び医療施設等整備基金の取り崩しで合計１,６７７万３,５７０円、７項寄付金は４件で合計２,０５０万円を受け入れたものです。

下段の支出では、１款資本的支出は決算額１億９,８６１万５,８６６円で、内訳は、１項建設改良費が１億４５万７,５７５円で、２項企業債償還金は元金償還の７,７６５万８,１７７円、３項投資２,０５０万１１４円は寄付金及び基金利子を医療施設等整備基金に積み立てたものであります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は３,９３７万１８２円となりますが、過年度分損益勘定留保資金３,２０９万４,３４７円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額７２７万５,８３５円で補填したところであります。

次に、５ページをお開きください。

財務諸表の令和５年度損益計算書であります。これ以降、説明がない限り金額は消費税の税抜き処理後の数値となっております。１の医業収益の３行目中央列、合計８億８,９６２万４,５３７円から、２の医業費用の６行目中央列、１０億９,８８８万４５９円を差し引いた医業収支は２億９２５万５,９２２円の損失、３の医業外収益の７行目中

中央列、合計 2 億 4,310 万 9,230 円から 4 の 4 行目中央列、合計 4,667 万 7,551 円を差し引いた医業外収支は 1 億 9,643 万 1,679 円の利益、5 の特別利益、6 の特別損失ともに決算額はございませんので、事業収支の合計は下から 3 行目右列の 1,282 万 4,243 円の当年度純損失となります。

一番下段、当年度未処理欠損金は、前年度繰越欠損金 20 億 593 万 8,484 円に当年度純損失を加えた 20 億 1,876 万 2,727 円となっております。

次に、8 ページ、9 ページをお開きください。

令和 6 年 3 月 31 日における貸借対照表ですが、ここの流動資産及び流動負債から地方財政法上の資金不足額の算定を行なってみますと、8 ページ中段、資産の部の 2、流動資産の 6 行目、流動資産合計は 1 億 4,564 万 6,112 円、次の負債の部、9 ページ上段の 4、流動負債の 13 行目、流動負債合計は 1 億 7,866 万 1,970 円となっておりますが、流動負債のうち 3 行目の（2）企業債のイ、建設改良に充てるための企業債 8,029 万 4,897 円は資金不足の計算から控除されますので、控除した流動負債は 9,836 万 7,073 円となり、先ほどの流動資産合計を下回っておりますので、資金不足という状況にはなっておりません。

次に、11 ページをお開きください。

令和 5 年度事業報告書、1、概況、（1）の総括事項につきましては、決算報告書及び損益計算書において決算額を申し上げておりますので割愛させていただきます。

次に、13 ページをお開きください。

2、工事。（1）建設工事の概況ですが、①建物は、空調設備更新工事及び病室他エアコン設置工事等で 6,341 万 5,000 円、②器械及び備品購入費は、多用途透析用監視装置・個人用透析装置一式、以下、合計で 15 品目、消費税込みですが 3,209 万 7,010 円の器械等を購入いたしました。

次に、14 ページの 3、業務。（1）業務量であります、イの入院は、延べ患者数合計で 14,343 人、1 日平均 39.2 人で、前年度比、延べ患者数では 1,325 人、1 日平均では 3.5 人の増、率で言いますと 10.2% の増となり、ロの外来は、延べ患者数で 27,485 人、1 日平均で 113.1 人、前年度比、延べ患者数では 761 人、1 日平均で 3.1 人の減、率で言いますと 2.7% の減少となったところであります。

なお、入院患者数のうち、地域包括ケア病床利用者数は延べ 1,522 人、1 日平均 4.2 人、前年度比で 1 日平均 0.8 人の減となっております。

次に、15 ページ、16 ページをお願いいたします。

上段の表（2）事業収入に関する事項であります、医業収益は 8 億 8,962 万 4,537 円、前年度比 4.6% 増で、うち入院は 3 億 4,164 万 4,852 円、前年度比 9.2% の増、外来収益は 2 億 6,631 万 2,476 円、前年度比 2.5% の増となっております。

入院・外来とも収益の増加は 2 回のクラスターがあったものの年間を通じ前年より患者数が多かったこと、また、新たな管理料算定による増収が要因と捉えております。

その他医業収益は 2 億 8,166 万 7,209 円、前年度比 1.5% の増となっております。

ます。

医業外収益は２億４,３１０万９,２３０円で、前年度比１８．０％の減となりましたが、主な要因は、その他医業外収益におきまして、北海道からの感染病床確保促進事業補助金が令和５年度がなくなったものであります。

事業収入合計は１１億３,２７３万３,７６７円で、前年度比１,３９０万６,４０１円、１．２％の減の決算となったところです。

下段の表（３）事業費に関する事項であります。医業費用は１０億９,８８８万４５９円で、前年度比２．０％の減となっております。内訳の主なものでは、給与費が７億６,１８２万２,６２４円で、前年度比４２８万２,６８９円、０．６％の増、材料費は１億２,１８９万７,２１９円で、前年度比９．７％の増、経費は１億５,０３０万２,２０１円で、前年度比１２．８％の減となっておりますが、医師等の紹介手数料支出の減が減少の主な要因であります。

減価償却費は６,０８６万４,９０８円で、前年度比２０．１％の減となっております。

資産減耗費は１９５万５,１８２円で、前年度比２７．１％の減となっておりますが、医療用機器の除却の減による減少であります。

医業外費用は４,６６７万７,５５１円で前年度比３．９％の増となっておりますが、雑支出におきます消費税の調整による負担増が、主な要因であります。

事業費合計は１１億４,５５５万８,０１０円で、前年度比２,０５８万８,５２３円、１．８％減の決算となったところでございます。

以上、認定第９号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これで提案説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提案のありました認定第６号令和５年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第９号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について及び昨日１２日議事とした認定第１号令和５年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第５号令和５年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上９件については、議長及び議会選出監査委員を除く９名の委員をもって構成する令和５年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し閉会中の継続審査にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、昨日から本日にかけて提案のありました認定第１号令和５年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第９号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上９件については、議長及び議会選出監査委員を除く９名の委員をもって構成する令和５年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付

託して、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前 10 時 38 分 休憩

休憩中に、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。委員会条例第 9 条第 1 項の規定によって、議長において令和 5 年度各会計決算審査特別委員会を招集します。直ちに議員控室に参集願います。これをもって通知済みといたします。

午前 10 時 48 分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました令和 5 年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に水谷令子委員、副委員長に丑若浩行委員と決定いたしました。

以上、報告といたします。

◎日程第 5 議案第 51 号

○議長（篠原義彦） 日程第 5 議案第 51 号令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 8 回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規） 議案第 51 号令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 8 回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、中学生の全道・全国大会参加出場費補助金の計上となっております。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 136 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 75 億 5,978 万 7,000 円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

3 ページ、4 ページをお開きください。

下段の 2、歳出ですが、10 款教育費、3 項中学校費、2 目教育振興費、18 節負担金補助及び交付金、補助金、中体連・中文連参加出場費 136 万 5,000 円の増額補正は、野球部の全道大会出場及び陸上部の全国大会出場が決定し、全道・全国大会への参加出場が当初見込みより多くなったことにより補正するものです。

上段の 1、歳入ですが、10 款 1 項 1 目 1 節地方交付税 136 万 5,000 円の増額補正は、歳出の増額補正分を地方交付税で調整するものです。

以上、令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 8 回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 5 1 号令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 8 回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 1 号令和 6 年度本別町一般会計補正予算（第 8 回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 意見書案第 5 号

○議長（篠原義彦） 日程第 6 意見書案第 5 号地方財政の充実・強化に関する意見書を議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝議員、御登壇ください。

○ 1 1 番（高橋利勝）〔登壇〕 意見書案第 5 号地方財政の充実・強化に関する意見書。上記の議案を別紙のとおり会議規則第 1 4 条の規定により提出いたします。

なお、提出理由の説明については、意見書案の朗読をもって説明とさせていただきます。

地方財政の充実・強化に関する意見書案。

自治体の現状は、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、D X 化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対策も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで骨太方針 2 0 2 1 に基づき、2 0 2 1 年度の地方一般財源水準を 2 0 2 4 年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要、また採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記。

1、社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する自治体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、現行水準以上のより積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

2、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分を含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。特に、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3、地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地方の安定的な財源確保にむけて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行なうなど、より抜本的な改善を行なうこと。

4、政府が減税政策を行なう場合、地方財政に影響が出ないように、その財源は必ず保障すること。その際は、国と地方の協議の場を活用するなどし、特段の配慮を行なうこと。

5、地方創生推進費として確保されている1兆円については、現行の財源需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的な財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

6、特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、自己決定権を尊重し、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

7、会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

8、自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加など、DX化に伴い地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行なうこと。

9、地域の活性化・生活者の移動手段の確保にむけて、地域公共交通体系の整備について、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、

地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画）、以上でございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○5番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、意見書案第5号地方財政の充実強化に関する意見書につきまして、反対の立場で討論を行ないます。

本議案については、提出者と一定の意見交換等を行なえたので、疑問点等は解消がされ、また案文の趣旨等には一定の理解を示せるものの全面的に賛同するまでには至りません。

具体的には、記書きの1でございます。記載、それを支える人件費を重視しと、人材確保の部分についてでございますが、人件費を重視という記載がございますが、私といたしましては、例えば総務省が示す調査等によりますと、そもそもの少子化であるとか、年功給的なこうした役場、役所等地方公務員の年功給的な給与カーブ、こうした給与体系、給与の額等ではなくてこうした給与体系等への忌避というものと。また、大学生の就職意識調査、就職間の意識調査なるものも示されておりますけれども、ここで挙げられる最たる理由が、一番目が要は楽しく働きたいと、これが約39%で4割近いと。続きまして、個人の生活と仕事を両立させたい、これが約23%であり、続いて人のためになる仕事をしたい、これが12%と、その次が自分の夢のために働きたいというところで、その次に収入さえあれば良いというような賃金というところに行くと、これはもう1割以下でございました。

仕事の面白さややりがい、仕事を通じての自己成長、これらを提供できるような組織となっているのかと。楽しく働きたい、公務職場がそれを提供できているのか、見せられているのかという点なども挙げられておりました。処遇の問題、年功給カーブの公務員給与、年功的な賃金体系を忌避、職種による給与の違いがないというようなことも示されており、私の所見といたしましては、人件費というこの給与額をことさら重要視するのではなく、職場環境や人事評価制度を確立させることこそが肝要であり、これこそが最重要課題であると考えているため、本意見書の案文では私の所見とは異なり採用することができません。

また、記書き4でございますが、政府が減税政策を行なう場合、その財源は必ず保障

することという記載がございますが、減税政策というものについても様々なものがあり、その財源を必ず保障というような考え方には至りません。抽象的な記載でございますので、必ずとまでは主張することが適当とは考えないものであります。

また、一例といたしまして、定額減税等のこともございますけれども、こちらは地方交付税の総額で担保されるという例もございますので、間接的な補填等があるので直接的に必ず保障するということは適当とは考えるに至りません。

記書きの5でございますが、こちらの記載、行革努力や取組の成果に応じた算定方法について言及がございますが、これを採用しないというような趣旨の案文でございますけれども、これであると自治体の自助努力を妨げることになるのではないのかなと考えるところであります。一般論としてではございますけれども、ただでさえやってもやらなくても変わらない公務員体質、形式的で実効的ではないお役所仕事と揶揄される実態からの成長が見込まれないことになってしまうと考えます。

やはり一定程度頑張ったものが報われる、一定の成果主義が採用されるべきと考えており、私の見解とは乖離があります。

以上、こうした見解が異なるところから、本提案については反対を致すものであります。以上。

○議長（篠原義彦） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号地方財政の充実・強化に関する意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦） 起立者8人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、意見書案第5号地方財政の充実・強化に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（篠原義彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 意見書案第6号

○議長（篠原義彦） 日程第7 意見書案第6号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

石山憲司議員、御登壇ください。

○6番（石山憲司）〔登壇〕 意見書案第6号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、提出説明につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

これらの課題を解消し、食や観光に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

3、人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。

4、国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。

また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗

装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。

５、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

６、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、以上。

議員各位の賛同を求めます。

○議長（篠原義彦） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第６号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第６号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（篠原義彦） 日程第８ 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第７５条の規定によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申出のあった所管事務に

ついて、閉会中の継続調査の申出は申出のとおり決定をいたしました。

◎日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（篠原義彦） 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によってお手元に配布しました所掌事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

本件申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎日程第 10 議員派遣の件

○議長（篠原義彦） 日程第 10 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件については、会議規則第 129 条の規定によってお手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元にお配りいたしました派遣内容のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

◎閉会宣告

○議長（篠原義彦） これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全部終了いたしました。

会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和 6 年第 3 回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午前 11 時 31 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 9 月 1 3 日

議 長 篠 原 義 彦

署名議員 高 橋 利 勝

署名議員 石 山 憲 司

署名議員 加 藤 徹 己